

(仮称) 七尾志賀風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年4月

A R 風力発電株式会社

目 次

第 1 章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	3
(4)	縦覧期間	3
(5)	縦覧者数	3
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	4
(1)	公告の日及び公告方法	4
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	4
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	5
(1)	意見書の提出期間	5
(2)	意見書の提出方法	5
(3)	意見書の提出状況	5
第 2 章	環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	6

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告した。

なお、方法書及びその要約書については、公告の日から起算して1か月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和3年1月27日（水）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和3年1月27日（水）付 北國新聞
- ・令和3年1月27日（水）付 北陸中日新聞
- ・令和3年1月27日（水）付 読売新聞（石川県版）

②インターネットによるお知らせ

下記のウェブサイト「トピックス」と「環境影響評価方法書のご案内」を掲載した。

- ・AR風力開発株式会社 ウェブサイト（別紙2-1参照）
<https://www.ar-windenergy.com/nanao-shika-hohosho-jp>

また、以下のウェブサイト情報に掲載された。

- ・石川県のウェブサイト（別紙2-2（1）参照）
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/assess/tetudukishuuryou.html#acacia>
- ・七尾市のウェブサイト（別紙2-2（2）参照）
<https://www.city.nanao.lg.jp/kankyo/assessment.html>
- ・穴水町のウェブサイト（別紙2-2（3）参照）
<https://www.town.anamizu.lg.jp/jumin/kankyouassessment.html>

③広報誌によるお知らせ

下記の広報誌に「環境影響評価方法書の縦覧」を掲載した。

- ・広報あなみず 令和3年2月号（別紙2-3（1）参照）

④コミュニティ紙によるお知らせ

下記のコミュニティ紙に「環境影響評価方法書の縦覧及び説明会についてのお知らせ」を掲載した。

- ・コーヒータイム（鉦打地域協議会） 令和3年2月第323号（別紙2-3(2)参照）

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計7箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・ 石川県庁行政情報サービスセンター
(住所：石川県金沢市鞍月1丁目1番地)
- ・ 七尾市役所情報公開コーナー
(住所：石川県七尾市袖ヶ江町イ部25番地)
- ・ 七尾市中島地区コミュニティセンター
(住所：石川県七尾市中島町中島甲部170番地)
- ・ 七尾市中島地区コミュニティセンター鉦内分館
(住所：住所：石川県七尾市中島町西谷内へ98番地)
- ・ 志賀町役場本庁舎
(住所：石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1)
- ・ 志賀町富来支所
(住所：石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の10)
- ・ 穴水町役場住民課
(住所：石川県鳳珠郡穴水町字川島ラの174番地)

② インターネットの利用による縦覧

- ・ AR 風力開発株式会社 ウェブサイト
<https://www.ar-windenergy.com/nanao-shika-hohosho-jp>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：令和3年1月27日（水）から2月26日（金）まで
(いずれも土・日・祝日を除く)
- ・ 縦覧時間：各庁舎・施設の開庁・開館時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は74名であった。

(内訳) 石川県庁行政情報サービスセンター	: 2名
七尾市役所情報公開コーナー	: 17名
七尾市中島地区コミュニティセンター	: 2名
七尾市中島地区コミュニティセンター鉦内分館	: 27名
志賀町役場本庁舎	: 2名
志賀町富来支所	: 1名
穴水町役場住民課	: 0名
意見書の郵送	: 23名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和3年2月14日（日）9時30分から
- ・開催場所：七尾市中島文化センター（能登演劇堂）
（石川県七尾市中島町中島上部9番地）
- ・来場者数：11名

- ・開催日時：令和3年2月14日（日）14時30分から
- ・開催場所：七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館
（石川県七尾市中島町西谷内へ98番地）
- ・来場者数：27名

- ・開催日時：令和3年2月21日（日）13時30分から
- ・開催場所：志賀町富来活性化センター
（石川県羽咋郡志賀町富来領家町の甲10番地 富来支所1階）
- ・来場者数：14名

- ・開催日時：令和3年2月23日（火）10時から
- ・開催場所：穴水町河内集会所
（石川県鳳至郡穴水町字河内への35番地5）
- ・来場者数：12名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月27日（水）から3月12日（金）まで

（郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境の保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函（別紙3参照）

②AR風力発電株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は95通、意見総数は239件であった。

第2章 環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づく環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1とおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>現在、貴社が意見募集をしている（仮称）七尾志賀風力発電事業に係る環境影響評価方法書（以下、方法書という）に対して、環境影響評価法第8条に基づき、鳥類の保全の見地から下記のとおり意見を述べます。</p> <p>1. 累積的影響評価の実施の必要性について</p> <p>（1）（仮称）志賀風吹岳風力発電事業、（仮称）能登里山風力発電事業との間の累積的影響について（仮称）七尾志賀風力発電事業は方法書により対象事業実施区域（以下、計画地という）の範囲の変更が明らかになりましたが、（仮称）能登里山風力発電事業（以下、重複他事業という）の計画段階環境配慮書（以下、配慮書という）、および（仮称）志賀風吹岳風力発電事業の方法書に示されている計画地と本事業の計画地は大きく、あるいは一部重複しています。ほぼ同じ場所に違う事業者の風車が建設されることは一般的には想定し難いですが、現段階で計画地が重複している以上、貴社は重複他事業の事業者と協力、または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施したうえで影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風力発電施設（以下、風車という）の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライクおよび障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が生じる可能性があります。</p> <p>しかし、方法書には経済産業大臣の配慮書に対する意見（令和元年11月11日）でも述べられている累積的環境影響評価に関する具体的な方針や評価手法が記載されておらず、不十分な内容となっています。計画地が重複することにより生じる鳥類をはじめとする自然環境への重大な影響を回避するための方法等が示されない限り、本事業は実施すべきではありません。</p>	<p>大きく、あるいは一部重複している（仮称）能登里山風力発電事業および（仮称）志賀風吹岳風力発電事業だけではなく、周辺の既設事業及び新規事業の風力発電設備についても情報把握に努めます。情報入手することができましたら、鳥類への累積的影響を考慮した予測を検討いたします。</p>
2	<p>（2）計画地周辺に多く存在する他事業との間の累積的影響について</p> <p>計画地の周辺には（仮称）志賀風吹岳風力発電事業および（仮称）能登里山風力発電事業以外にも、下記のように既設、建設中、計画中の事業（以下、他事業という）が多く存在します。貴社は他事業の事業者と協力または情報の共有を図りながら累積的環境影響評価を実施し、能登半島中部全体における鳥類や自然環境への影響の回避・低減策を講じなければ、輻輳する風車の存在やその設置工事により、生態系の破壊や鳥類のバードストライク、および障壁影響を含む生息地放棄などの重大な影響が能登半島中部全体で生じる可能性があります。</p> <p>しかし、方法書には累積的影響評価に関する具体的な方針や考え方、評価手法等が記載されておらず、不十分な内容となっています。貴社は海外事例を参考にすることで累積的影響の予測および評価を行い、計画地の周辺に他事業が多く存在することにより生じる鳥</p>	<p>大きく、あるいは一部重複している（仮称）能登里山風力発電事業および（仮称）志賀風吹岳風力発電事業だけではなく、周辺の既設事業及び新規事業の風力発電設備についても情報把握に努めます。情報入手することができましたら、鳥類への累積的影響を考慮した予測を検討いたします。海外事例についても参考にできるものがないか情報収集に努めます。</p> <p>風車の稼働後は、事後調査としてバードストライク調査の実施を予定しております。事後調査結果は専門家にもご確認いただいた上で、さらなる保全措置が必要であるとの助言をいただいた際は、その助言を踏まえて適切な対応を行ってまいります。事後調査の結果は、事後調査報告書にとりまとめ、公表いたします。</p>

	<p>類をはじめとした自然環境への重大な影響を回避するための方針や方法を示すべきです。さらに、風車の運転開始後は事後調査を行い、その結果を示すべきです。それらを実施すること、また、具体的な手法等を記載できない限り、本事業の規模を縮小するか、計画を撤回すべきです。</p> <p>【計画地周辺の他事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設：福浦風力発電所（9基）、虫ヶ峰風力発電所（10基）、酒見風力発電所（1基）、あいの風酒見風力発電所（5基）、富来風力発電所（4基）、JRE志賀西海風力発電所（3基） ・建設中：百浦赤住風力発電所、矢駄風力発電所 ・計画中：（仮称）能登中風力発電事業（最大16基）、（仮称）中能登ウインドファーム事業（最大15基）、（仮称）志賀風力発電事業（最大7基）、（仮称）虫ヶ峰風力発電事業（最大13基、現10基は撤去）、（仮称）西能登ウインドファーム事業（最大30基）、（仮称）能登里山風力発電事業（最大17基）、（仮称）志賀風吹岳風力発電事業（最大9基） 	
3	<p>2. 鳥類調査の方法等について</p> <p>【表 6.2-1～(20)～(22)調査、予測及び評価の方法（動物）】に記載されている内容について、下記のように意見を述べます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画地全体はKBA（Key Biodiversity Area）に含まれています。そのため、貴社は風車の建設により発生する土砂の扱いには十分留意し、土砂流出等により、KBAの指定根拠となっているホクリクサンショウウオの生息地をはじめ、地域の生態系や、鳥類を含めた地域の生物多様性に影響を与えることのないよう、事業を計画、実施すべきです。 	<p>能登半島全域がKBA（Key Biodiversity Area）に選定されており、事業想定区域全体が含まれる旨、承知しております。</p> <p>風力発電所の建設に伴い発生する土砂の取り扱いに留意し、土砂の流出等により、事業実施区域の生態系、生物多様性への影響を最小限とするよう事業の計画および工事の施工を行います。</p>
4	<ul style="list-style-type: none"> ・希少猛禽類調査では「繁殖期については2期実施する」とありますが、鳥類の繁殖状況や渡り鳥の渡来・通過・渡去の状況は年変動が大きいことは既知のことです。貴社はこの年変動も考慮して、鳥類調査全般の実施期間は少なくとも2年間実施する必要があります。 	<p>希少猛禽類調査では、繁殖期に各月の実施を予定しており、一般鳥類、渡り鳥の飛翔状況等が確認された場合はこれらもデータとして収集いたします。これらと合わせ、一般鳥類調査を4季、渡り鳥調査を渡りの渡来・移動時期である春季と秋季に実施することで、年間を通じた鳥類全般の把握に努めてまいります。</p> <p>なお、これらの調査実施期間を含め調査方法については、方法書における専門家ヒアリングにおいて「全体的な調査方法、時期、回数について概ね妥当」とのご意見を頂いております。</p>
5	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥類調査のうちポイントセンサス法による調査と任意観察調査は、春・夏（繁殖期）・秋・冬の4季に実施するとあります。しかし、方法書には具体的な調査頻度が記載されていません。そのため貴社は、各季の中でどのくらいの回数で調査を実施する予定なのかを記載し、それが適切であるかどうか専門家等の意見を聞くべきです。私ども2団体としては、現地の鳥類の状況を詳しく把握するために、繁殖期（5～6月）は調査地において出現種数が飽和するまで実施し、それ以外の時期は各自1～2回程度の調査が必要と考えます。 	<p>ポイントセンサス法による調査については、各季3～4回の複数回実施を予定しております。また、方法書における専門家ヒアリングにおいて「全体的な調査方法、時期、回数について概ね妥当」とのご意見を頂いております。</p>
6	<ul style="list-style-type: none"> ・貴社は、希少猛禽類調査および渡り鳥調査のための観察地点からの視野を示す視野図を作成し、観察地点の設置位置の妥当性を検討すべきです。希少猛禽類調査および渡り鳥調査においては、各観察地点からの視野が重なり計画地全体を網羅する調査を実施し、影響を評価すべきです。 	<p>猛禽類調査及び渡り鳥調査の定点の視野図については、既に作成し、調査開始前に観測地点の設置関係の妥当性を確認しております。視野図は、各調査地点の視野範囲が重なって計画地全体をほぼ覆うような形となっております。今後も、適切な調査を実施し、影響の予測評価を行ってまいります。</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・希少猛禽類調査および渡り鳥調査では、鳥類の飛翔位置を正確に把握するため、レーザーレンジファインダー等の機器を使用すべきです。 	<p>ご指摘のレーザーレンジファインダーは、常時パソコンと接続する必要があること、全ての鳥を捉えるほどに万能ではないこと、非常に高価な機器であることか</p>

		ら、現状で導入は考えておりません。正確な記録を行うため、基準値の確認は必要ですので、調査にあたっては、事前に測距計などを用いて、風況観測塔、電波塔または樹林の高さを計測し、それを目安に正確な位置と飛翔高度を記録するよう心がけます。
8	<p>3. アセス図書の縦覧方法について</p> <p>貴社が作成した方法書は、配慮書を含め貴社が作成したアセス図書がダウンロードや印刷できないのは、著作権者である貴社の意向によるものです。しかし、パソコン上にダウンロード、および印刷して閲覧できないことは非常に不便であることから、貴社は利用者から申請があれば、ダウンロードおよび印刷を可能にすべきです。</p> <p>今回、貴社のアセス図書の縦覧期間が意見書の提出期限前に終了していますが、利用者の利便性のためには意見書の募集期間中はインターネットで閲覧できるようにしていただくことを要望いたします。以上</p>	<p>環境影響評価方法書図書は、弊社の著作物であるだけでなく、図書に記載した他者著作物からの引用がございますことから、著作権法に基づく対応のため、ダウンロードおよび印刷ができないように対応させて頂いております。</p> <p>また、当該図書を、意見募集期間中において、弊社のホームページ上で閲覧できる状態としておりました。</p>

(意見書 2)

No.	意見の概要	事業者の見解
9	<p>私は、環境省から委嘱された自然公園指導員です。主に越前加賀海岸国定公園を活動場所として利用者の道德啓発や公園美化、整備管理について意見を言っています。</p> <p>能登半島は、風光明媚。自然豊かで国や県指定の文化財や景勝地が多数あり、一部は能登半島国定公園にも指定されています。また、縄文・真脇遺跡に代表されるように歴史遺跡が多くあります。能登キリコ、輪島塗などの伝統文化もあり「能登はやさしや土までも」という慣用語があるほど日本の原風景が広がる地域です。</p> <p>県も能登を「観光立国」と考え、「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」を整備し、生活道路だけでなく観光客も利用しやすくしています。2011年6月「能登の里山里海」、は世界農業遺産に登録され、観光地として有名な「白米の千枚田」、「江戸時代から続く揚げ浜塩田」などがあります。他に県は「石川自然百景」「石川自然百景巡る道」を制定し観光に力を入れています。</p> <p>これらは北陸新幹線開業とともに「能登観光ブーム」が到来し近年ではインバウンド客のみならず移住して事業を興す人も増えています。</p> <p>能登を訪れる観光客はノスタルジーを感じて訪れるのであり、そこに能登の文化、景観にふさわしくない風力発電施設の林立はせっかく盛り上がってきた観光客や移住者入り込み減少の要因になりかねません。</p> <p>特に景勝地や能登文化にいざなう「玄関アプローチ」である「のと里山海道」、「能越自動車道」、「能登空港」、「奥能登縦貫道」から見える景観に風車が見えるようでは興ざめです。</p> <p>風力発電施設建設の際は景観を重視し、移動や基数減少を視野に入れて準備書を作成する必要があります。</p> <p>以下に貴事業所の方法書について私のわかる範囲内で意見を述べます。</p> <p>一記一</p> <p>(1)「配慮書」提出の際の「産業大臣意見」が方法書に反映されていません</p> <p>・産業大臣意見の「事業実施想定区域周辺の既設及び計画中の風力発電所との複合的な環境影響を勘案し、可</p>	<p>石川県や七尾市のご指導を頂き、「のと里山海道」、「能越自動車道」からの景観について配慮した計画となるよう、環境影響評価配慮書段階の配置から風力発電機の配置を再検討しております。</p> <p>また、既設の風力発電設備の諸元や調査結果等の情報、環境影響評価手続き中の風力発電所における情報について入手することに努め、入手できた結果等が利用可能な場合には、累積的な影響について予測及び評価への活用を検討します。</p> <p>なお、既設の風力発電施設については環境影響評価法の施行前に設置されたものであり、公表された資料等はありません。</p>

	<p>能な限りこれら他事業の諸元及び環境影響の結果並びに苦情の状況等の情報入手に努め、当該事業による影響を適切に調査、予測、評価すること。」については対象事業実施区域及びその周囲における稼働中や環境影響調査手続き中の風力発電所について「可能な限り情報収集に努め、累積的な影響について適切に予測、評価を行い、その結果を踏まえ風力発電設備等の配置等を検討いたします。」となっていますが既設の風力発電事業は既に準備書も作成されているはずで、他事業者と話し合い、準備書縦覧や稼働後の影響調査などから貴事業所の基数減少や廃止等の記述があつて然るべきです。まだの場合は積極的に他事業者と話し合い、準備書作成に反映すべきです。</p>	
10	<p>(3) 調査・予測・評価の項目について ・「土壌及び地盤の状況」では近年能登は極地豪雨、災害が多発しています。施設整備地や資材搬入道路整備の際には土砂災害ハザードマップ等を精査し、土砂災害が起きないように十分な配慮が必要です。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、ハザードマップを含む土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p>
11	<p>・動物に係る調査方法及び期間の調査では、動物全般（哺乳類、鳥類、両生類等）について調査をする場合天候や調査時刻の配慮をお願いします。また、既設の風力発電所の準備書と照らし合わせ考察し、移動や基数減少を考える必要があります。</p>	<p>動物全般（哺乳類、鳥類、両生類等）について調査をする際は、天候や調査時刻に配慮いたします。既設の風力発電所の準備書については、情報把握に努め、情報を入手することができたら、照らし合わせ等を検討いたします。なお、環境影響を回避又は十分に低減出来ない場合には、移動や基数減少を含めた事業計画の見直しも検討いたします。</p>
12	<p>・動物に係る調査方法及び期間の哺乳類調査では、全体としては問題ありませんが付け加えとしてフィールドサイン調査は春夏秋冬各1回となっていますが調査回数は多ければ多いほど良いです。貴社はセンサーカメラ調査も行うことになっていますがセンサーカメラによる長時間調査を提案します。私はモニタリング 1000 哺乳類調査をしています但与えられたセンサーカメラの SD カードを 30GB に代え 10sec センサービデオ撮影にして 1 か月毎に回収して通年観察、記録しています。センサーカメラ調査はフィールドサイン調査と同時に調査することになっていますが同時にセンサーカメラの SD カードを交換にすると周年調査も可能となります。</p>	<p>ご意見・ご提案ありがとうございます。検討し、実施いたします。</p>
13	<p>・動物に係る調査方法及び期間の鳥類調査では、調査回数が明示されていません。調査精度を上げるために繁殖期に月3回の調査が必要です。夜間音調査（4地点、3～5月）となっていますが IC レコーダーを使用して 24 時間録音にすれば繁殖期は囀り、他は地鳴きで識別でき哺乳類調査と同様鳥類センサスの補助資料として使用できると思います。</p>	<p>ご意見・ご提案等ありがとうございます。今後の調査の参考とさせていただきます。 なお、渡り鳥の夜間音調査では、4 地点、鳥類の夜間音調査では 6 地点での実施を予定しております。</p>
14	<p>・動物に係る調査方法及び期間の渡り鳥調査では、定点調査（4 地点、3～5 月、9～11 月各 1 回）、レーダー調査（2 地点、3～5 月、9～11 月各 1 回）となっていますが渡りは天候に左右されることが多く渡りシーズンに月 3 回の調査が必要です。</p>	<p>ご意見・ご提案等ありがとうございます。渡り鳥の定点調査は、方法書 p334 に記載のとおり「春（3～5 月）及び秋（9～11 月）実施とする。各月基本 3 回（上旬・中旬・下旬等のタイミングにそれぞれ 1 日ずつ）実施する。」として月 3 回実施を予定しております。</p>
15	<p>・動物に係る調査方法及び期間の希少猛禽類調査では、2015 年より始まった「我山道トレイルラン」では日本野鳥の会石川が希少猛禽類が生息しているため県に要望し、繁殖期（2 月～8 月）以外の時期に実施するようになりました。 既設の風力発電所から追い出された希少猛禽類が当該地域で繁殖している可能性が大いにあるため入念な調査と繁殖場所が確認された場合繁殖に影響のない場所への移動や基数減少を考える必要があります。また、風力発電設備着工の際は希少猛禽類の繁殖期を外した工事を</p>	<p>情報提供ありがとうございます。希少猛禽類の調査を行い繁殖状況の確認を行い、専門家のご意見も踏まえながら、その結果を踏まえて風力発電機の配置等の計画を精査いたします。また、事業実施計画地において希少猛禽類が確認された場合には、繁殖活動の配慮した工事計画を検討いたします。</p>

	お願いします。	
16	・植物に係る調査方法及び期間は、全体としては問題ありませんが施設整備地や資材搬入道路整備の際に影響を受けそうなレッドデータブック 2020 掲載種は保全することが大切です。	植物調査の結果を踏まえ、施設整備地や資材搬入道路整備等で改変する部分についても、レッドデータブック 2020 掲載種保全のため、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、できる限り影響の低減を図ってまいります。
17	・調査、予測及び評価の手法（景観）は、前文にも述べたように県は能登を「観光立国」と位置付けています。選定景観及び「玄関アプローチ」である「のと里山海道」、「能越自動車道」の風車の見えそうな場所のフォトモンタージュを作成し、風車が見えない場所への移動または基数減少を考える必要があります。	石川県や七尾市のご指導を頂き、「のと里山海道」、「能越自動車道」からの景観について配慮した計画となるよう、環境影響評価配慮書段階の配置から風力発電機の配置を再検討しております。 また、眺望点を 35 か所選定し、フォトモンタージュを作成し影響を評価いたします。 なお、いしかわ景観総合条例に基づき、「景観影響評価書」を作成し審査を受けます。
18	・歴史遺跡である「我山道」は、トレイルランやグリーンツーリズムで脚光を浴び「人と自然とのふれあいの場」となり、近年脚光を浴びている場所です。「我山道」は一部は昔の面影が残る風景が広がっています。そのような場所に風車に合いません。フォトモンタージュを作成して景観に風車が見えないように移動、基数減少を考える必要があります。	峨山道につきましても引き続き現況の把握に努め、本事業によって生じる可能性のある影響を整理・確認の上、それらの影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
19	能登の自然の豊かさが好きで関東より移住し 40 年たんぼの広がる場所に住んでいます。そこから見える山々の尾根に大きな風力発電の計画を知り、たいへん心配しています。建設のため山を削り木を切ることで土砂災害や下流の稲田の用水の汚れも心配。低周波による健康被害を受けている人たちの話も聞きます。又、近くには牧場がありめずらしい鳥類も多く誇りに思ってきましたが人や牛・鳥などに与える影響もあると思います。 もし健康被害があったり農業や畜産業に被害があった時は、個人・団体各々にきちんとした補償は約束できるのでしょうか。そして台風などで風車がこわれたりたおれたりした時、又会社が撤退した時はどこの誰が責任を持って山を元の状態にもどすのでしょうか。これらの心配がなくなる限り建設は見送るべきだと思います。	風力発電事業に伴う健康、農業および畜産業への被害については、個別に原因、因果関係を確認して、対応させていただきます。 また、経済産業省の風力発電所認定を受けるには、事業計画に風力発電所の撤去費用を見込んでおくことが求められております。 なお、風力発電設備の故障・事故（電氣的・機械的、また自然災害による）リスクに対しては、保険にてカバーします。

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
20	低周波による健康被害の話聞きます。近年は季候変動で各地で水害が増出しています。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 集中豪雨時の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。
21	山を削って木を切ると、水害が増えることが心配です。	風力発電所および道路の造成計画においては、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害、水害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
22	<p>(前もって言うておくと、私は昔勤めていた某重電メーカーで発電機製作にも関わりましたし、営業マンとしても発電機販売をしていた者です)</p> <p>風力発電は、PR される方では、自然エネルギーによる発電で環境負荷が少なく、カーボンゼロで、昼夜の別なく発電できるなどと言いますが、建設される地元の者には、デメリットが非常に多いです。</p> <p>低周波の騒音(意外とかなり大きな音で不定愁訴など健康面で問題)、風車を設置するために山林の樹木伐採や道路や施設用地の広範囲な土木工事が必要です。エンジン駆動の速く回転する発電機と違い燃料は要らないですが、発電容量は図体の割には小さく、多極式の発電機にしてやっと緩い回転でも発電可能。その上、風力は安定せず、弱い風力でまわる効率のいい風車でないと、大方の時間は止まった状態になる。</p> <p>よって多数基建てるとか大型化しないと、採算の合う発電は無理で、そうしようとするとは今度はあちこちの山の自然破壊を行うことになり(実際能登ではそれが既に起こって)ます。また能登というか北陸は、落雷が多く、ブレードが焼け落ちたりという故障が何度も起きてます。採算合わなくなって、自然破壊するだけしてから放置となったら、またそれも大迷惑です。</p> <p>また自然景観も下げますし、低周波のために鳥など動物が寄り付かなくなったり、回転する羽根などに巻き込まれ意外と渡り鳥など死んでると聞きます。</p> <p>業界ではウインドファームといって風力発電の敷地をファーム(農場)と言う言い方をしているのも知ってますが、これは逆に言えば、広大な敷地が必要な証拠です。初期費用は非常に高く、しかも耐久年数は20年程度と聞いてます。</p> <p>果たして風力発電が能登に向いているのか非常に疑問です。</p> <p>私としては御社の方で計画を断念することを望みます。</p>	<p>ご指摘の通り、過去に比べある程度大型の風車の導入を検討しておりますが、騒音については、低騒音型の機種を検討するとともに調査を行い一定の騒音レベル以下になるよう配置等を検討致します。また、落雷についても対策が施された機種を選定致します。</p> <p>動物への影響、特にご意見頂きました鳥類に関しましては、現地にて希少猛禽類、渡り鳥、一般鳥類の調査を行い、生息および繁殖状況等を把握しまして、バードストライク等の影響がないか、科学的に予測・評価を行って参ります。</p> <p>また、固定価格買い取り制度の期間が20年であるため同期間の事業計画としておりますが、十分な耐久性が保証された機種を導入致します。撤去費用についても経済産業省の事業認定を受けるとともに、事業全体の資金計画は融資を受ける銀行の審査を受けることとなります。</p> <p>なお、風力発電設備の故障・事故(電氣的・機械的、また自然災害による)リスクに対しては、保険でカバーすることから、それらの要因による採算性悪化リスクを低減致します。</p>

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
23	<p>○行政が莫大な現状復帰費用を負担するケースも出てきているので、市議会での質疑で地権者との契約内容が問題視されていまして。市として契約内容の把握に努めるとの答弁でしたので、市には内容を開示してください。また、七尾市だけでなく、中能登町や志賀町にも同様にお願いします。</p>	<p>個別の土地の賃貸借契約の内容を開示することは、個人情報に係る事案となるため、控えさせていただきたいと存じます。事業実施計画地の自治体から契約内容についての照会があった場合には、適宜対応いたします。</p>
24	<p>○行政にも大きな影響が出る事業にもかかわらず、ほとんど何の説明も行っていないと聞いています。「丁寧かつ十分な」説明をお願いします。</p>	<p>事業計画にかかわる関係各所へは、事業計画およびEIA方法書の説明を、個別に行ってまいりました。地域の関係者の方々に対しても、引き続き調査結果の報告などを説明する場を設けて行きたいと考えます。</p>
25	<p>○撤去後の原状復帰はどこまでされる予定でしょうか。風車の撤去だけでなく、地中深く打ち込んだ杭や大量のコンクリートなどの撤去、伐採した部分への植林などもお願いします。</p>	<p>風力発電所が廃止、撤去後の現況復旧については、個別の地権者様毎に、以降の土地利用の計画に合わせて現況復旧の方法を協議させて頂く予定です。</p>
26	<p>○獣害対策や雇用など、地元へのメリットをうたっていますが、具体的に誰にどのような約束をされているのでしょうか。</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を数次にわたって開催させていただき、対話の機会を持たせていただいております。地域自治会の一員として地域に貢献させて頂く以外には、現時点では個別にお約束した事案はござい</p>

		せん。
27	○落雷による火災、悪天候や地震による風車の倒壊などについては、誰が責任をもって補償をするのでしょうか。保険などに入っているのであれば、その内容を開示していただきたい。	自然災害による、風力発電所の損傷への対処は、保険に加入することを予定しております。

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
28	・落雷に対する対策法を具体的に示して頂きたいと考えます。又、落雷等による損傷が発生した場合等、最悪値での対処トレサビリティを示して下さい。	直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ（受雷部）を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース（接地）へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止を図ります。 事故時の対処方法のマニュアル化等については、発電用風力発電所の認証の過程で整備を図る予定です。
29	・騒音に対する基準を国が定める所より厳しく評価される事を望みます。	調査、予測及び評価にあたっては、環境影響評価法に基づき実施いたします。騒音の評価については、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）等々に示されている評価方法を参考に行います。
30	・事業継続困難等を想定した、地権者・地元が不利になる事がない様、責任を持って対処する方法を示して下さい。	事業の継続が困難とならない様、事前の調査、計画を入念に行い、事業性を確認して事業を行います。 資金調達においては、プロジェクトファイナンス方式による複数の出資と大手金融機関からの融資者から資金を調達することにより、事業継続が困難にならない方策を図ります。
31	地域住民が安心・安全で暮せるよう配慮した計画・理解を得られるような、御社の対応を強く求めます。	風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、事業へのご理解を頂けますよう、都度、回答させていただいております。

(意見書 8)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	石川県は雷の発生率が全国でもトップです。特に冬場は寒冷前線の通過時には夏場とは違った低い雲からの雷と暴風がセットでやってきます。県内の故障している数基の風車は雷によるものと聞いています。リスクが大きすぎます。暴風に関しても台風並み、もしくは台風よりも強い風の時もあります。故障のリスクがある以上、修理費がかさむ大型のものを建てなければならないのですか？この風力発電の建設は近隣住民には何のメリットもないです。住民の理解もなく計画を進めるのはおやめください。	直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ（受雷部）を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース（接地）へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止を図ります。 風力発電設備は、建築基準法および電気事業法の対象となります。強風および地震により倒壊することのないような構造、安全性を確保するよう審査、検査を行い運営することになります。 風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、事業へのご理解を頂けますよう、都度、回答させていただいております。 なお、風力発電設備の故障・事故（電氣的・機械的、また自然災害による）リスクに対しては、保険にてカバーします。

(意見書 9)

No.	意見の概要	事業者の見解
33	<p>建設予定地付近は山間地で、騒音、振動の共鳴が大きいと思われます。また、地元住民や県外からも多くのひとが慣れ親しんでいる名水、藤瀬の水が湧いている所でもあります。どういう経路で水が湧き出るかなど、人間の行う調査ではわかるはずもなく、風車が建った後にどんな影響が出るかなど、評価のしようもありません。</p> <p>1%でも悪影響が出る可能性があるのなら計画を中止するべきです。元の状態に戻す事は不可能です。</p>	<p>風車騒音の予測にあたっては、地形による回折等の影響も考慮した解析を行い、調査地点だけでなく、地域全体を対象として実施いたします。</p> <p>なお、仮に、尾根に設置した風車騒音が対岸の斜面で反射するとした場合には、反射音は上方に向かうと考えられ、谷筋に分布する住居付近には到達しないと考えられます。また、風車配置計画では近接住居までは1km以上の離隔を確保することとしていること、対岸の斜面までの距離は3km程度あることから、仮に反射するとしても距離減衰が生じ、影響はほとんどないと考えられます。</p> <p>対象事業実施区域周辺における水質調査は、造成による影響を把握する目的と、周辺の表流水や湧水の状況を把握する目的で調査地点を設定しています。</p> <p>なお、環境影響評価とは別に、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の有無を調査いたします。井戸等に関する調査の実施も検討いたします。</p>

(意見書 10)

No.	意見の概要	事業者の見解
34	<p>能登地方の山間部は静かな所が多いです。</p> <p>夜は生きものの鳴き声や、数百メートル離れた川の音しか聞こえません。ここに大型の風車が、回転すると、確実に騒音になります。能登の人達の大部分は、風力発電計画は望んでいません。何にもないのが良いのです。</p> <p>住民の同意なく計画を進めるのはやめて下さい。</p> <p>できる事なら中止して下さい。</p>	<p>騒音調査では、現在の状況をしっかり把握した上で風車が設置された際の騒音レベルを予測し、一定のレベル以下になるように風車配置を設定いたします。騒音以外の調査についても地域住民の方々に説明しつつ、検討を進めてまいりたいと思います。</p>

(意見書 11)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	<p>能登半島は世界農業遺産の認定を受けており、国定公園です。この地は開発するところではなく豊かな自然を守っていかないといけない土地なのではないのでしょうか。</p> <p>10年前の今日、自然の力になすすべもなく多くのひとが犠牲になり、自然の恐さを思い知らされたにもかかわらず、何万年もかけて、作られてきた山の地形を変え、道路を作り、何十メートルもの杭を打ち、地下の水脈をボロボロにして、呼吸をしている大地の上に何トンもある、コンクリートを乗せ、その上に200メートルもある風車を建てる事は正気の沙汰ではありません。人間が踏み入れてはいけない領域に入ってしまったています。</p>	<p>世界農業遺産については、石川県とも情報共有しつつ事業計画を検討してまいります。国定公園については、指定地域及びその周辺は避けた計画としておりますが、風車の設置やその工事に伴う影響をしっかりと調査し地域の方々にも説明の場を設けつつ検討を進めてまいります。</p>

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
36	<p>将来的に、グリーンエネルギーは必要かと思えます。</p> <p>ただ、大型のものを建設して、自然を破壊するのは本末転倒です。大型のものを数基建設して、故障時の大きなリスクを背負うくらいなら、小型のものをたくさん作ったら良いと思えます。</p>	<p>今後の調査を踏まえ、環境への影響を回避・低減できると把握した上で検討を進めてまいります。</p>

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
37	計画が全て実施されれば、能登半島に 150 基以上の風車が建設されます。他の事業の事は知らないかと仰るのだと思います。何か感じる事はありますか？	能登半島に風力発電事業が集中しており、事業計画地が重複、近接して計画されていることは承知しております。風力発電機を同地点に、また、近接して建設することは、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業認定および電気事業法に基づく工事計画届において、認められるものではないことから、現在計画が発表されておりますすべての風力発電施設が計画通りに建設されることはないと考えます。 今後、事業計画地が近接した他事業者と積極的に情報共有を行うことにより他事業計画を把握することに努め、広い視野をもって地域の環境への影響を回避または軽減できる事業となるよう進めてまいります。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
38	<p>・低周波について</p> <p>耳に聞こえない低周波に関し、地権者地域だけでなく、その周辺の方が不安を抱いております。事例によれば地域が引っ越ししなければならない場合もあるという記事も掲載されています。</p> <p>超低周波 (0-20Hz) と、低周波 (20-100Hz) の騒音の整理が必要であると考えています 低周波を含む A 特性については騒音レベルと風発からの距離、およびわずらわしさ (アノイアンス) の発生との間に相関があるエビデンスが出ているのでセットバック距離をしっかりとするよう再度調査を強く依頼します。またそのような専門家を交え最低限必要 (出力によるかもしれないが目安として 1500m*1*2) なのが予防原則として必須です</p> <p>超低周波について適切に評価するために、A 特性だけでなく G 特性のモニタリングも要求します。</p> <p>現在、能登に建設予定となっているもの、特に吉田地域建設予定の物は、大型となるため、既存の研究結果だけでははかりきれない影響もあるとし、再度適切な基準をもうけ、研究の余地が必要であると考えます</p> <p>風発の出力規模や地形、製品メーカーによっても影響程度が異なるため、既存の基準で安易に建設することは避けるべきと強く要求します。</p> <p>今回七尾に設置されるものは 1 基あたり最大 4300kw、既存の珠洲のもの (1500kw) よりは大型です。</p> <p>最も近い住宅地からのセットバック距離の確保と、A 特性に加えて G 特性測定による低周波音のモニタリングを行うことを強く要求します。</p> <p>特定の周波数の突出などの影響がないかを知るために、周波数分析によって F 特性を把握することも必要であり、これらは各地の風力発電所で計測され</p>	<p>低周波音の測定は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月環境庁) 及び「低周波音問題対応の手引書」(平成 16 年 6 月環境省) に準拠して実施することとし、G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド音圧レベル (中心周波数 1Hz~200Hz) を測定いたします。</p> <p>調査、予測及び評価にあたっては、環境影響評価法に基づき実施いたします。騒音の評価については、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準である「騒音に係る環境基準」や、風力発電機からの騒音についての最新の知見である「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月) 等に示されている評価方法を参考に行います。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会) 等を参考として、適切に対応いたします。</p>

	<p>ている事例があるので、容易に計測は可能であると思えます。</p>	
39	<p>・音の影響について</p> <p>建設予定地は山間の集落であり、普段はとても静かなところであり、大型風量発電が設置されることにより、音による被害を懸念しております。</p> <p>既存の設置地域の聞き取りと、その結果、対応策などを明確にし公開を要求します。</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>調査等に当たっては、住民説明会や意見書の意見等を踏まえて検討いたします。調査結果等については、今後の準備書に置いて公表・説明させていただきます。</p>
40	<p>・投資にみあうリターンが見ないどころか、リスクが大きいと思うことについて</p> <p>投資に見合う発電量があると思えないところの建設に関し、地元の利益もみえず、それ以上に生態系への影響、人体、環境、農業、漁業へのリスクが大きいと考えます。</p> <p>設置予定の七尾の丘陵地での平均風速は6-7km/h程度（NEDO）で、年中吹いているかといわれると、冬は季節風が卓越しているけど、一番電気必要そうな夏はそれほど稼働できるとは思えません。採算基準をどこでみているのかとても不透明でな上に、リスクが大きいと思えます</p>	<p>自然環境や騒音等の影響については、調査を行い影響を明らかにした上で検討を進めてまいります。</p> <p>また、採算性も含めた事業計画は、融資を受ける銀行の審査を受けることとなります。</p> <p>なお、投資に見合うリターンが期待できない場合には事業を行いません。</p> <p>風力発電機の設置計画地に風況観測機器を設置して、風況を観測しております。実測風況観測データを基にして、事業性を判断しております。</p>
41	<p>・世界農業遺産の能登への生態系への影響について</p> <p>吉田、七原、赤倉山には、ほかにはない猛禽類も生息しています。これらが減少、あるいは住めなくなる環境をつくることは、それらがエサにしている動物が増え、生態系へ大きな影響があると考えます。生態系へ大きな影響は、農業、漁業を生業としている生活へも影響を及ぼします。</p> <p>調査期間も短く、近年、天候の変化が見えない中、短期間の調査で、どのような結果をだせるのか全く不透明で、ずさんな調査としかいえません。</p>	<p>希少猛禽類調査においては、飛翔ルート、営巣等の状況をしっかりと調べるとともに、専門家の意見を踏まえながら、生態系への影響についての予測、評価に努めてまいります。</p> <p>なお、希少猛禽類の調査方法、調査期間については、方法書における専門家ヒアリングにおいて「全体的な調査方法、時期、回数について概ね妥当」とのご意見を頂いております。</p>
42	<p>・水への影響</p> <p>付近の水質調査だけでは全く不十分で、川下への影響も考慮した調査を要求します。近年の天候の急激な変化と大雨により、吉田川では氾濫が頻繁に起きています。山の上の環境がかわることにより、地盤がゆるみ、川下への影響があることは明白です。このような観点から、広い範囲での影響を考慮した調査を専門家、地元住民の聞き取りもふくめ行うべきであると思えます。</p>	<p>AR風力発電（旧アカシア・リニューアブルズ）が計画しております（仮称）七尾志賀風力発電事業の事業実施計画区域には吉田川はありませんが、風力発電所および道路造成計画に関しては、改変区域を最小限に抑えるよう計画を策定し、土砂崩れ等の災害が発生しないような環境保全措置を検討してまいります。</p>
43	<p>・周知が不十分</p> <p>建設予定の規模の大きさに対し、建設予定地あるいは、その近隣への影響が大きいと思えるにも関わらず、周知が不十分で、説明も不十分です。</p> <p>地権者と事業者の合意により進むことが法的に問題ないことかもしれませんが、影響範囲が大きいにも関わらず、地域住民への十分な説明がないまま建設が進むことは、今後の事業者、自治体、地域同士の争いのもとにあることも予想されます。おきまりの手順だけでは不十分ではなく、十分に近隣住民との話し合いを強く要望します。環境にもよく、国</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。今後も事業計画を説明させていただく機会を持たせていただく際には、わかりやすい説明となるよう努めてまいります。</p>

	策であると自負するならば、十分説得できる情報をお持ちのことと思います。単純に規定通りに進め方だけでは、住民の理解をえることができないとは思えません。再度、リスクも含め十分な説明の機会を求めます。	
44	・霊的場所を建設予定とすることに対する懸念 赤倉山、瀬戸あたりは霊的にも地元、あるいは県外の方々からも訪問の多い場所です。そのような霊的に重要な場所に、大型の風力発電が建設されることは、景観的にも問題があり、水場、自然への影響が大きく、経済を優先するだけの建設には地元住民の理解を得られるとは思えません。建設に関し再度検討、撤回を求めます	AR 風力発電 (旧アカシア・リニューアブルズ) が計画しております (仮称) 七尾志賀風力発電事業の事業実施計画区域には、赤倉山、瀬戸を含んでおりませんが、景観、水場、自然、文化的に保存が必要な事案に十分配慮して計画を検討いたします。
45	・大型風力発電の必要性のなさ 現在、電気が不足しているということなデータ的にも明らかであり、大型の風力発電建設はCO2削減にもなりません。 投資案件としての大型の風力発電は必要のないものであり、生態系、人体、環境へのリスクのほうが高いと考えます。 今回の建設予定は、未来へ残す負債が多く、子供、孫への負の遺産を丸投げしているだけの事業であると思わざるを得ません。 今後のエネルギーを考えるならば、地域でまかなえるエネルギーへとシフトしていくべきと考えます。	政府が取りまとめた「エネルギー基本計画」(平成30年)において、再生可能エネルギーは低炭素で国内自給が可能なエネルギー源と位置付けられており、地球温暖化やエネルギー自給率の向上といった面からも導入が推進されているものです。 環境への影響については、今後の調査を踏まえしっかりと予測し、影響の回避や低減ができる形で事業計画を取りまとめた上で、地域の方々へも情報提供してまいります。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
46	能登は豊かな里山里海を誇り、その自然からの恩恵をいただき、暮らしが成り立っている場です。 この生活圏内の山をこわし、間近な海にも影響は及ぶでしょう。命の水は守られるのでしょうか。私達の生活はどう変化していくのでしょうか。	環境への影響については、今後の調査を踏まえしっかりと予測し、影響の回避や低減ができる形で事業計画を取りまとめた上で、地域の方々へも情報提供してまいります。また、環境影響評価とは別に、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の有無を調査いたします。 昨今、森林は手入れがなされなくなりつつあるが故に、山が脆くなっているという面もあります。植林地の多い地域であり、管理に利用する道路については、地元での林業作業に活用していただけるよう調整したいと考えております。また適切な森林管理ができることで、環境保護にも繋がるものと考えております。
47	住民説明会をもっと広く能登全域で行い多くの人の理解を得てから事業を進めて下さい。	風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を数次にわたって開催させていただき、対話の機会を持たせていただいております。近隣以外の方々への情報提供は、ウェブサイトでの図書の公開にて対応しております。

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
48	以前、すでに風車の設置されている志賀町に住んでいました。家から風車が見えていたのですが、ある日ふと見ると、プロペラが見えませんでした。気になってふもとまで行ってみると、グシャグシャになって落ちていました。おそらく落雷だと思うのですが、今回の風車が、こういう決果にならない保障はできないのではないのでしょうか。	落雷についての対策が施された風車の機種を選定致します。また、風力発電設備は、建築基準法および電気事業法の対象となります。強風や地震により倒壊することのないような構造、安全性を確保するよう審査、検査を行い運営することになります。 なお、被雷時の電氣的な対策や、保険対応による事故時の

		リスク低減を行います。
49	それだけでなく、地下の水脈への影響、水害の懸念、人体への影響など地元へのデメリットが大きすぎると感じます。計画の中止を望みます。	今後の調査を踏まえ、影響の回避や低減ができる形で事業を検討してまいりたいと思います。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
50	能登で小さな畑・田んぼをしながら暮らしている者です。山からの恩恵を受けて暮らしています。山に風車が建つと、今までバランスを取っていた生き物たちの暮らしが崩れもう一度再生するのはとても難しいと感じます。	現地調査の結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、できる限り影響の低減を図ってまいります。
51	土砂崩れ、水脈の問題もあります。	風力発電所および道路造成計画に関しては、改変区域を最小限に抑えるよう計画を策定し、土砂崩れ等の災害が発生しないような環境保全措置を検討してまいります。なお、土砂災害の防止策等につきましては、森林法による林地開発許可申請の事前協議の中で県より指導されることとなります。
52	あと、このあたりは風が強すぎることもあり、既存の風車で壊れてそのままになっているものが多くあります。とても無残な光景です。そしてとても危ないです。	風力発電設備は、建築基準法および電気事業法の対象となります。強風および地震により倒壊することのないような構造、安全性を確保するよう審査、検査を行い運営することになります。また、風力発電設備の故障・事故（電氣的・機械的、また自然災害による）リスクに対しては、保険にてカバーします。
53	計画される方は、能登の田舎だったら、人も少ないしちょうど良いな、と思われたいと思いますが、ここにも人の暮らし、目に見えない生物の循環があることを心に留めて頂けたら本当に嬉しいです。ご自身の家の近くに同じものが建ったらどうだろう、とちょっと思いをめぐらせて頂けたら・・・と思います。計画を中止にして頂けることを心から望んでおります。	今後の調査を踏まえ、自然生物や騒音等の影響が回避・低減ができる形で事業を検討してまいりたいと思います。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
54	風車による被害を受けている事は色々と言っています。自然破かいにつながる事に賛成できません。健康被害なしに電力共及できる別の最善の方法があるのではないのでしょうか。その近くで住めなくなるのは、東日本でたくさんです。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
55	騒音問題・水害・風害・環境問題・獣害被害、この五つの問題がある中で、農業遺産にも登録されたこの能登里山里海に巨大で害悪極まる風車はいますか？国・県や事業者は、どのような考えで風力発電施設を、推進開発したのでしょうか？私の子供は、「風力発電を建てたい人たちの家の真横に同じ風車をたてて問題がなかったら建てればいいんじゃない？」と、言っていました。「なるほどな。」と、大人	風車の設置による環境への影響については、今後の調査で明らかにしていくとともに、地域の方々にも情報提供しつつ検討を進めてまいります。また、調査結果を踏まえ、環境影響を回避・低減できる形で事業計画の検討を進めてまいります。

<p>ながら思いました。 この感性をもち、これから地域を盛り上げていく若い未来ある戦力たちを、ないがしろにして、日本という国は、いま先導をきる老害たちによって自滅の道をたどっていくのですね。 本当に未来の日本を、地方を、自然を子供たちの未来を考えて、もう一度、建設するかどうか話し合ってください。</p>	
--	--

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	○風力発電は発電量を人間がコントロールできない発電システムです。猛暑時には風が吹いていませんし。	風力発電機は自然の風に吹かれているだけではなく、発電電量を含めて、自立制御ができるものです。また、風力発電機の設置計画地に風況観測機器を設置して、風況を観測しております。実測風況観測データを基にして、事業性を判断しております。
57	○子どもたちのために、能登の里山里海を残していきたい。	環境影響評価の調査および影響評価を適切に行い、能登の里山里海の豊かな自然環境に十分配慮した風力発電所計画といたします。
58	○低周波や騒音などにより、睡眠障害、頭痛、耳鳴り、めまい、吐き気、動機、イライラ、集中力や記憶力の低下、パニック障害など、様々な症状が報告されており、子どもの成長に悪影響しかありません。その結果、海外では陸ではなく、人からはなれた海に建てられています。この事業計画では、民家に近すぎます。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。 なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から 1km 以上の離隔を確保する計画としています。

(意見書 21)

No.	意見の概要	事業者の見解
59	中島には大切な山、水、田んぼ、海などの資源があります。風車が立つことによって、すべての環境への影響が心配です。 近年、中島での川の氾濫も行っているため、さらに被害が広がるのが予想されます。	今後の調査で環境に対する影響を明らかにしていくとともに、影響を回避・低減できる形で事業計画の検討を進めてまいります。

(意見書 22)

No.	意見の概要	事業者の見解
60	中島町にはたくさんの若い世代も住んでいると聞いています。高齢の方々も多く住んでいます。風車の騒音や低周波による頭痛や睡眠障害への対応はどのようなのでしょうか。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、因果関係の証明時には協力するなど適切に対応いたします。
61	大切な藤瀬の水への影響もあるのではないのでしょうか。森を壊すことでの海や川への影響をもっと知って、	風力発電所建設に係る改変は尾根上のごく一部に限られ、必要以上に森林伐採は行いません。また、事業実施

<p>対応してほしいです</p>	<p>区域の減少に伴い、藤瀬霊水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の事業実施計画地に含まれておりません。</p> <p>なお、湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。</p>
------------------	---

(意見書 23)

No.	意見の概要	事業者の見解
62	<p>風力発電は、私達能登里山里海の世界農業遺産の自然豊かな地に本当に必要なのでしょうか？</p> <p>環境保全・景観の為に風力発電先進地ドイツでは、陸上の建設はリスクが高すぎるので殆どの建設が止まってしまっている。</p> <p>騒音、低周波、バードストライク等、低周波の人への影響評価の科学的解明（生理・心理的）が必要です。</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>バードストライク等の動植物についても、調査、予測及び評価を行ってまいります。</p>
63	<p>鳥類を中心に森林伐採による衝突死、生息地喪失変化による生態への影響は量り知れないと思われる。（七尾湾への影響も含む）</p> <p>渡り鳥ルート・営巣域・索餌域ではないのか調査して下さい。</p>	<p>鳥類をはじめとする動植物を含む生態系については、現地調査で必要な情報を把握し、準備書の段階で予測および評価を行います。</p> <p>現地調査では、渡り鳥ルート・営巣域・索餌域などを把握するように努めてまいります。</p>
64	<p>風力発電は環境コストが高過ぎるので負の遺産になる可能性が高い。</p>	<p>今後の調査を踏まえ、必要に応じて環境影響を回避・緩和するための保全措置を講じた事業計画を検討してまいります。</p>
65	<p>森林、野生生物についての環境保護をどのように考えているのか？</p>	<p>森林については、植林地の多い地域であることから、事業の管理に利用する道路については、地元での林業作業に活用していただけるよう調整したいと考えております。適切な森林管理ができることで、野生生物についての環境保護（生息地保護）に繋がるものと考えております。管理道については、稼働期間中のメンテナンスを行い、崩れるなどの障害のない管理を行うことで、環境への負担を減らすよう努めてまいります。</p> <p>なお、野生生物（植物、動物）については、方法書に記載した方法による現地調査で状況を把握し、影響について、予測および評価をしてまいります。影響については、必要に応じて保全措置を実施します。</p>
66	<p>送電線の建設はどうするのか？</p>	<p>発電電力の送電線は、地下埋設を基本とします。</p>
67	<p>石川県は日本有数の雷の落下地で故障も多いと聞きます</p> <p>使用後の撤去に莫大は費用が発生するとの事。どれも問題が多すぎる。何より地域住民との対話を早急に望みます。</p> <p>自然は絶対に元には戻りません。</p>	<p>風力発電設備の故障・事故（電氣的・機械的、また自然災害による）リスクに対しては、保険にてカバーします。</p> <p>事業計画認定は、撤去費用の積み立てが義務となっております。</p> <p>これまでもご要望にお応えし地域住民との集会を数次開催しております。</p>

(意見書 24)

No.	意見の概要	事業者の見解
68	<p>自然からの警告が最近の災害です。大雨、土砂災害、</p>	<p>落雷について、現地の気候を踏まえたうえで十分な対</p>

<p>つなみ、これは天災ではなく人災です。長い時間をかけてつくられてきた山林でありそこに生きるすべてのいのちの育みです。山林に雷を誘発する風車建設で火災がおきたら、止めようもないです。すべての住民の意思確認をしなければ、この事業の計画は見直しするべきだと思います</p>	<p>策が施された機種を選定致します。なお、風力発電機は高度があるので落雷しやすくなりますが、落雷をその場所へ誘発することはないと認識しております。</p>
---	--

(意見書 25)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	<p>●世界農業遺産指定地域の能登半島に、景観破壊・騒音を生ずる風力発電事業が適地と発想すること事態が疑問である。</p>	<p>世界農業遺産については、石川県とも情報共有しつつ事業計画を検討してまいります。また、景観や騒音を含め、今後の調査で環境への影響を明らかにしてまいります。</p>
70	<p>●里山里海の能登半島に、また、本州最後まで朱鷺の生息していた能登半島に、また、近年佐渡ヶ島に放鳥された朱鷺が飛来した能登半島に、巨大プロペラの数多くの景観破壊・騒音を生ずる風力発電事業が適地と発想すること事態が疑問である。</p>	<p>風力発電事業計画の立地は、風況等のデータを基に選定しておりますが、ご意見のとおり、事業想定実施区域を含む能登半島全体は、トキをはじめとする動植物にとっても重要なエリアである旨、理解しております。事業が動植物へ及ぼす影響につきまは、現地で詳細な調査を行い、影響を回避・低減できる形で事業計画の検討を進めてまいります。科学的な予測・評価で判断して参ります。</p>

(意見書 26)

No.	意見の概要	事業者の見解
71	<p>自然エネルギーなのに自然を破壊しないとできないのは変です。”自然に優しい”という謳い文句としか思えません。水力発電も、ダムを作る為に大規模な自然破壊がされましたが、風力発電も同じです。山を切り開き、59基もの風車とそれを支える大量の杭が深く山に建てられ、それによって自然が破壊されます。</p>	<p>周辺で計画されている他社の事業計画についても情報収集しつつ、今後の調査で自然環境に対する影響を明らかにし、どのように影響を回避・緩和していくかを考えつつ事業の検討を進めてまいります。</p>
72	<p>豊かな能登の自然を破壊するのは止めてください。能登は第1次産業で生計を立てている人が多く、風力発電を作る事は、能登に生きる人の生活までも破壊する事に繋がります。万が一の事が起こった時、そこに生きる者はどうすれば良いのでしょうか？日本全国、どの事例を見ても住民が泣寝入りしています。これからの子供達に、私達大人は豊かな自然のままの能登を渡す義務があります。風力発電は反対です。</p>	<p>設計・計画・施工にあたっては、災害防止を考慮したものとし、許認可権者と事前協議にて指導いただきます。また、地域住民の方へ説明会等の機会を通じ理解をいただくように努めます。昨今、森林については、植林地の多い地域であり、人の手が入らなくなることで山林の崩壊も見受けられつつあります。管理に利用する道路については、地元での林業作業に活用していただけるよう、調整したいと考えており、適切な森林管理ができることで、山の維持管理の促進にもつながるものと考えます。</p>

(意見書 27)

No.	意見の概要	事業者の見解
73	<p>① 風発の低周波によって健康被害が出て、何の補償もないこと</p>	<p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、因果関係の証明時には協力するなど適切に対応いたします。</p>
74	<p>② 水源地に巨大な建造物を建てることで、農業用水が減ったり、枯渇するようなことがあれば死活問題であること</p>	<p>周辺での水利用について聞き取り調査を行い、影響のないような事業計画を検討致します。</p>
75	<p>③ 人家に近すぎる</p>	<p>騒音・振動の影響に評価を適切に行い、地域住民の方の</p>

		理解を深めるための説明会等を開催し、配置計画をいたします。
76	④ いつも見慣れている何気ない山並みをそのまま子々孫々に残すことが私達の使命であること …etc. 従って、地元にはリスクが多く、いいことがひとつもない風力発電計画には断固反対します。	今後の調査で環境への影響を明らかにし、調査結果を地域の方々へも提供した上で事業を検討してまいります。

(意見書 28)

No.	意見の概要	事業者の見解
77	環境の保全もそうですが、そもそも土砂災害が一番心配です。近年、集中豪雨が本当に多いです。このようなことを考えましても今一度計画をしっかりと見直すなど地域住民とも意見交換をされてほうが双方のためになるかとおもいます。みなさまがそれぞれの立場から地域をよくしようと考えようどうされていると思いますので。	豪雨も想定した上で設計等進めてまいります。環境影響についても調査結果を地域の方々へ提供しつつ事業計画を検討致します。

(意見書 29)

No.	意見の概要	事業者の見解
78	住民の関心や心配に応えるような調査内容になっていません。地域特性も十分に考慮されておらず、かなり甘い見込みで書かれているというのが、地元の人々の率直な感想です。資料にも十分に当たっているとはいえ、簡単に入手できるもので、事業者都合のよいように書かれています。地元の人間に資料の貸出などはほとんど依頼されていないようですし、資料が少ないものについては、地元の専門家や住民への聞き取りを行うなどして補完する必要があります。	方法書では、既存文献やヒアリング等を基に地域特性等を整理・把握しております。今後、現地における調査を行うことにより詳細を把握してまいります。また、必要に応じて専門家や地元住民へのヒアリングを行い、情報の補完に努めてまいります
79	また、本件は確実に住民の暮らしに負の影響を与える事業なので、将来的に補償が必要になる可能性が高いといえます。よって、住民の生活の質に関わる環境的な変化をみるためのベースライン調査を行うべきです。御社の方法書では、その視点が欠落しているというより、むしろ補償が必要になる部分の調査をあえて外しているように見えます。 以下に必要と思われるベースライン調査の一部を箇条書きにします。 ・住民が飲用している湧水や井戸水の質（にごりなどといった単純なものではなく、ミネラル量やバランスなども含む） ・水田に引いている用水の質、そこでとれる米の収穫高や品質・住民の健康状態（騒音や低周波の影響を調べるため） ・獣害の状況 ・里海の水質（牡蠣の養殖や漁業への影響を調べるため） ・牡蠣をはじめとする海産物の大きさや質 ・観光や人的交流の状況、移住者数 ・土砂災害や水害の状況 ・落雷による被害や風害の状況	・本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。 ・水質調査は造成による影響を把握する目的と、周辺の表流水や湧水の状況を把握する目的で調査地点を設定しています。なお、環境影響評価とは別に、井戸等に関する調査の実施も検討いたします。 ・イノシシやシカ等による獣害については、動物調査等で確認できたものを記録してまいります。 ・工事は、主に風車設置場所、管理用道路の整備であり。また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、牡蠣の養殖場付近に影響するような広範囲の開発はしない計画であります。 ・観光や人的交流については、人と自然との触れ合いの活動の場において調査を行う予定です。 ・土砂災害や水害、集中豪雨時の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。 ・落雷については対策が施された機種を選定致します。

(意見書 30)

No.	意見の概要	事業者の見解
80	御社の方法書の縦覧および説明会の実施についての住民への周知は、極めて不十分かつ不適切でした。地権者を除き、事業実施区域の住民のほとんどは、説明会はおろか、事業計画そのものについて知りませんでしたし、現在も知らないままです。	方法書の公開、住民説明会の開催については、新聞、市町の広報誌及びウェブサイト、地区のコミュニティ紙、町内会の回覧等を通じ周知を図りました。風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、事業へのご理解を頂けますよう、都度、回答させていただいております。
81	また、説明会をすることで説明が済むとも、考えてほしくはありません。体調が思わしくない方、交通手段が限られている方、障害がある方など、地域にはいろんな方がいるのです。そちらから出向いて、一軒一軒丁寧に説明して回るべきではないでしょうか。もちろん、対象地だけでなく、迷惑をかけることになるすべての地域の住民に対してです。	風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、事業へのご理解を頂けますよう、都度、回答させていただいております。
82	地権者に対しても十分な説明をしているとは言えません。風車の規模に驚いていらっしゃる地権者もいると聞いています。地上権設定契約でよいところだけをつまみ食いし、ボロボロになった里山を20年後に返すことになるという説明もされているのでしょうか。	風車の規模についてはご説明しておりますがご理解を深められるように丁寧な説明を心がけてまいります。地上権設定契約は、事業継続のために不可欠な契約ですが、ひいては事業が継続できなくなるリスクが軽減されるうえで、地権者にとってもメリットのある手法です。撤去復旧費用は、事業計画の認定の条件となっており、契約の中で現状復旧の条項が記載されます。
83	里山から里海までの広い範囲に大きな影響が及ぶ事業であるにもかかわらず、地域住民の合意形成がなされないまま一方的に計画が進むことは、住民自治の原則にもとることであると考えます。	今後実施する調査の結果から具体的に影響を予測・評価し、行政の指導の下、その内容を地域の方々にも情報提供しつつ一方的に計画が進むことの無いよう検討を進めてまいります。
84	よって、アセスメントのプロセスをいったん中止し、住民への適切な情報提供を行ったうえで、合意が形成するまで待っていただきたく、よろしく願いいたします。	アセスメントのプロセスは、地域住民の方への適切な情報提供に不可欠なものです。今後実施する調査の結果から具体的に影響を予測・評価し、行政の指導の下、その内容を地域の方々にも情報提供しつつ検討を進めてまいります。

(意見書 31)

No.	意見の概要	事業者の見解
85	○建設時だけでなく撤去の際にも、環境的に相当量の負荷がかかります(産業廃棄物の処理など)。人や動植物にも影響を及ぼすことが予想されますので、建設時だけでなく、事業撤退後の発電機設備等の撤去にかかる手順、工期、環境影響の調査、予測及び評価を計画し、示してください。	撤去時の活動による環境影響は現在の図書には含まれておりませんが、関連の法律や条例に従った手順で撤去を行うよう計画いたします。
86	○建設時の森林伐採および風車の稼働により、イノシシ等による農作物の被害や人への被害の危険性が増大します。よって、獣害についても評価項目にあげ、調査、予測及び評価の実施をしてください。	環境影響評価では、今ある自然環境へ悪影響を及ぼすことを防止する観点から、動物については、主に重要種(絶滅の危機にある種)を対象に予測及び評価がなされております。そのため、普通種であるイノシシ等の獣害については、一般的に予測及び評価の対象とされておきませんが、いただいたご懸念を鑑みて、確認の記録を行ってまいります。
87	○七尾市の景観計画では、建築物や工作物は「山稜の近傍にあっては、主要な視点場からの稜線を乱さないように、尾根からできる限り低い位置に配置するよう配慮する」と書かれていますので、尾根を削り、その上に巨大な風車を建てるようなことはなさらないでください。	七尾市のご指導を頂きながら、景観計画に沿って事業計画を検討し、主要な視点場からの景観に配慮いたします。 調査では眺望点を35か所選定し、フォトモンタージュを作成し影響を評価いたします。 また、いしかわ景観総合条例に基づき、「景観影響評価書」を作成し審査を受けます。

88	○多くの人から、疑問や意見が出されていると思いますが、納得のいく回答が得られず、懸念事項が一掃されない場合には、人や環境への悪影響は回避できないとみなさざるをえません。本事業計画には、ゼロオプシヨンの設定をお願いします。	今後の調査の結果から、重大な影響が回避できないとあったことが判明した場合には、事業計画を見直いたします。
----	--	--

(意見書 32)

No.	意見の概要	事業者の見解
89	○山頂を開発すれば山の崩落に繋がります。山頂は自然林のまま残すのが鉄則なのではないでしょうか。土砂災害が起きれば、環境への影響は甚大です。災害の専門家を入れて、土砂災害のリスク調査をおこなってください。また、万が一、土砂災害が起きた場合の責任と補償についてもご教示ください。	設計・計画・施工にあたっては、災害防止を考慮したものとし、許認可権者と事前協議にて指導いただきます。 昨今、森林については、植林地の多い地域であり、人の手が入らなくなることで山の崩壊も見受けられつつあります。管理に利用する道路については、地元での林業作業に活用していただけるよう、調整したいと考えており、適切な森林管理ができることで、山の維持管理の促進にもつながるものと考えます。 万が一、当該事業が起因し災害が起こった際には、応急対応に協力し、法令に基づき、また司法判断に従い真摯に対応いたします。
90	○風車が建った地域では、土地や住宅は売れなくても売れなくなります。誰もそんなところに住みたいはありませんから。その責任は御社が負うべきだと考えますが、どのような責任の取り方をなさるのでしょうか。	地域環境への影響を回避または低減すべく計画に反映し、地域価値が損なわれないようにいたします。
91	○市内のメガソーラーで、送電線の埋設工事が大きな問題になっており、再生可能エネルギーに対して、住民の疑念が大きくなっています、御社の事業でも送電線が問題になることは必至ですが、どのルートで送電するか、住民に適切な形で説明する機会は設けるのでしょうか。	風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいており、送電線埋設ルートの説明を行っております。
92	○風力発電設備を撤去する際には、どこまでの原状復帰をされるのでしょうか。基礎部分の大量のコンクリートなども撤去するのでしょうか。されないというのであれば、コンクリートを残す影響についての調査も求めます。	風力発電機の基礎コンクリートは撤去対象ですが、風力発電所が廃止、撤去後の現況復旧については、個別の地権者様毎に、以降の土地利用の計画に合わせて現況復旧の方法を協議させて頂く予定です。また、残るものがあれば必要な調査を行います。

(意見書 33)

No.	意見の概要	事業者の見解
93	【土壌・水の汚染】 ○風車の潤滑油による土壌汚染がヨーロッパなどで問題になっています。対象地は多くの水脈が通っているので、土壌が汚染されると水も汚染されます。設置する場所を決める際には、水脈を十分に調べてください。少しでも汚染の可能性があるなら、設置は控えてください。 また、汚染に対する補償のベースとするためにも、土壌や湧き水、井戸などの調査ポイントと調査項目を増やしてください。	風車で使用する潤滑油は土壌汚染を引き起こさないよう適切に取り扱い致します。
94	【災害対策】 ○尾根を削ったり、木を大量に伐採したりすると山の保水力が下がり、土砂災害や水害が起こりやすくなるので多くの専門家が指摘しています。いくら対策を取ったとしても、ハザードマップの書き換えが必要になると思いますので、自治体ときちんと話し合い、ハザードマップ更新の費用も拠出してください。	監督省庁や自治体の指導を受けて、樹木の伐採面積は最小限に抑える計画と致します。また、土地の改変による濁水の影響を検討し、水環境への影響を回避・低減するような措置を検討致します。
95	【累積的影響】	能登半島に風力発電事業が集中しており、事業計画地

	○御社の事業対象地を含むエリアには、4事業・最大59基の巨大風車が建つこととなります。事業者間でどのように調整なさるのでしょうか。また、環境アセスメントは累積的影響を考慮し、59基の巨大風車が建つ前提で行うこととし、方法書は修正の上、再提出をお願いします。	が重複、近接して計画されていることは承知しております。 風力発電機を同地点に、また、近接して建設することは、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業認定および電気事業法に基づく工事計画届において、認められるものではないことから、現在計画が発表されておりますすべての風力発電施設が計画通りに建設されることはないと考えます。 今後、事業計画地が近接した他事業者と積極的に情報共有を行うことにより他事業計画を把握することに努め、広い視野をもって地域の環境への影響を回避または軽減できる事業となるよう進めてまいります。
96	【騒音・低周波】 ○対象地周辺には既存の風車がありますので、近隣の住民への聞き取り調査も行ってください。実際に健康被害を受けている方もいらっしゃるのでは。	自治体からの情報収集にも努め、今後の調査でしっかりと影響を予測するとともに、風車位置の検討や低騒音型の機種を選択するなどの対応をあわせて検討致します。

(意見書 34)

No.	意見の概要	事業者の見解
97	○御社の方法書では、工事に伴う森林伐採の規模や影響についての調査項目が記載されていません。工食用道路の表流水への影響、工事中の伐採の規模と、恒久的に森がなくなる部分を明らかにしてください。また、地下水への影響を調査することも必須です。既存の湧水地の場所は、マッピングし、湧水量を確認すべきです。湧水量は季節変動があるため、通年での調査をお願いします。	環境影響評価と事業計画の検討は並行して進めており、現段階では最終的な風車位置が決定しておらず、工事についても計画が定まっていない部分がございます。樹木の伐採の規模を最小限に抑えるよう計画するとともに、濁水の影響などは調査で明らかに致します。また、環境影響評価とは別に、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の有無を調査いたします。
98	○「配慮書」で県知事が検討を求めた項目については、ほとんど見直しがされておらず、言葉だけのものになっています。あまりにも不誠実なのではないでしょうか。県民と県知事を馬鹿にしているのでしょうか。	県知事意見で検討、反映を求められたものは調査計画へ反映させるなど対応しております。ご意見に対しましては今後も誠実に対応してまいります。
99	○事業予定地は、宗教的に重要な「峨山道」にかかっていますが、そのようなところに巨大風車を建てていいのでしょうか。曹洞宗の祖院である総持寺や羽咋市永光寺には相談されたのでしょうか。今年は総持寺の開創700年にあたり、大きな行事なども控えているのですが、私自身を含め、曹洞宗の檀家にとってはかなりの侮辱です。宗教的なものの価値をあまりにもないがしろにしているのではないのでしょうか。 また、虫ヶ峰はかつて山岳信仰の対象であったのに、今では風車基地のようになっており、峨山道トレイルランの参加者からもかなりの不評を買っています。現在のものより巨大な風車が林立するようになれば、トレイルランの開催にも影響があるのではないのでしょうか。	峨山道の一部が対象事業実施区域と重複しておりますが、峨山道、及び虫ヶ峰には風車を設置する計画はございません。

(意見書 35)

No.	意見の概要	事業者の見解
100	大型風車は安定した偏西風が吹く欧州の基準に合わせて作られた施設であり、風量が安定しない能登には合わないのではないかと。風力発電はエコロジーという謳い文句で日本国内に建設が進められているが、実際は建設するほど環境に負荷を与えていることが一般に知れ渡り始めている。人の手による制御ができない風力は突然風が止み発電量がゼロになるリスクが常にあります。ゼロになった時の補填のために火力や原子力は従	風力発電機は自然の風に吹かれているだけでなく、発電電量を含めて、自立制御ができるものです。また、風力発電機の設置計画地に風況観測機器を設置して、風況を観測しております。実測風況観測データを基にして事業性評価を行い、事業の実行有無を判断することとなります。事業性が無い場合には事業は中止となります。

	来通り稼働させておかなければならない。つまり風力は作るだけ資源の無駄だということになる。こんな不安定な電源設備を、里山を破壊してまで建てる意味は何なのか。	
101	風車の風切り音（低周波）による健康被害は各地で報告されている。低周波は安全とされる距離でも特性上、障害物を回り込み想定以上の遠方まで到達するため、集落までの距離にマージンを持たせたとしても安心できない。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。 なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から1km以上の離隔を確保する計画としています。
102	風車の全高が180mともなると周辺のどの地域からでもその姿を確認できる。そうすると日の出と日の入り時に、回転するブレードの影が太陽光を遮って点滅する現象（シャドーフリッカー）が発生し、影響を受ける地域が現れる。また、夜間は風車に義務づけられている航空障害灯が明滅を繰り返すため、光の害を被る地域が出てくる可能性がある。風車が観光資源になるという意見もあるが、今時わざわざ風車見物に来る人間がいるとは思えず逆効果である。	風車の影に地形や風車機種、配置を考慮した数値シミュレーションを行い、配置等の検討において風車の影による影響を極力低減するよう努めてまいります。 航空障害灯については航空法で義務付けられておりますため関係機関と相談の上適切な航空障害灯を設置させていただきますが、配光特性を調節できる地面に直接照射されないような灯器を用いる等、影響の低減に努めさせていただきます。また観光や人的交流については、人と自然との触れ合いの活動の場において調査を行う予定です。
103	風車本体以外にも架空送電の鉄塔、及び資材搬入兼メンテナンス用の道路も整備する必要がある。それに伴う森林の伐採等の環境への負荷が軽視されているのではないか。また、能登は落雷多発地帯であり、実際に近隣の基石ヶ峰の風車も落雷で被害を受けている。もし落雷対策として避雷塔を建てるなら更に用地が必要になる。落雷や強風で破損し運用ができなくなった場合、すぐに復旧できるのか。予算の編成もままならず長期間放置されて巨大な産廃と化するのではないか。	風力発電所、連系変電所および道路の計画における改変計画の環境影響を対象として、調査、予測評価を行います。また、送電線は地下埋設を基本とします。 直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ（受雷部）を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース（接地）へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止を図ります。 なお、風力発電設備の故障・事故（電気的・機械的、また自然災害による）リスクに対しては、保険にてカバーします。
104	風車建設の際は尾根の表土を掘削して広範囲に基礎のコンクリートを打設すると思われる。この施工によって地表の保水に深く関わっている森林が失われるだけでなく、コンクリートに接触して強アルカリ性となった雨水が湧水資源に流入し、麓の田畑の農作物に影響を与えるのではないかと危惧している。	コンクリート基礎は、直径18m程度の八角形、厚さ2m程度のフーチング部と高さ2m程度のペダスタル部および直径2000mm、長さ12m程度の杭から構成されます。なお、地表の保水力への影響は小さいと考えております。 コンクリート水は強アルカリ性になるため直接放流いたしません。 また、コンクリートが固化した後ではアルカリ水が流出することはなく、影響を与えることはありません。

(意見書 36)

No.	意見の概要	事業者の見解
105	風車のブレードによる鳥類の死傷（バードストライク）については環境省が防止策を提案しているが、未だその有効性は確認されていない。ブレード先端部の回転時速度は300km/hになるため、大型鳥類が接近した場合避けるのは難しい。相当数が死傷した後に鳥類は飛行ルートの変更を余儀なくされ、営巣場所も移動させられることになる。	鳥類調査を実施することで、希少鳥類の生息・分布・移動状況を把握するとともに、調査結果に基づき、専門家の意見も踏まえながら、予測、評価及び環境保全措置について検討いたします。ご指摘のように、影響が大きいと想定される場合には、風力発電機の配置についても再検討いたします。

106	世界農業遺産に認定されている能登の里山里海に巨大人工物を並べることは、Iターンで自然豊かな能登を選んできた移住者の方々に裏切る行為である。国のお墨付き且つ地方なら好き勝手やっても許されるという驕りがあるのではないかと。	環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、事業へのご理解を頂けますよう、都度、回答させていただいております。
-----	---	---

(意見書 37)

No.	意見の概要	事業者の見解
107	温暖化による気候変動が叫ばれている中、自然エネルギーの推進そのものには賛成です。 しかし、自然環境破壊や、近隣住民の生活環境問題、自然景観破壊問題などを伴うやり方となつては本末転倒ですので、意見いたします。 1. まず、180mもの高さの風車をたてるのですが、世界農業遺産の自然景観が絶望的に破壊される大問題と考えます。	石川県のご指導を頂きながら、世界農業遺産の景観について配慮した計画となるよう努めます。
108	2. また、パーツを数分割して運ぶとのことですが、トレーラーで運ぶ道が2.5m以上を超えれば、これは山の土砂災害を招くことに成ります。(自伐型林業推進協会に知見による)	道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して計画いたします。
109	3. 山の生態系の破壊は、河川の生態系、さらには七尾湾内の生態系の破壊につながり、養殖業者、その他水産業者への悪影響を及ぼします。	現地調査の結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、できる限り影響の低減を図ってまいります。
110	4. さらに、北陸は有数の雷発生地域であり、これまでの風車も落雷により破損の被害を受けています。大きくなるほど落雷のリスクが高まります。 以上より、風車は小規模なものを分散的に設置するべきと考えます。	直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ(受雷部)を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース(接地)へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止対策を講じ、安全に発電できる風力発電所を計画してまいります。

(意見書 38)

No.	意見の概要	事業者の見解
111	今回、能登に沢山の巨大な風力発電機が多数建設されるかも、という話を聞き、まずは能登の美しい景観が損なわれること、そして山が切り開かれ、自然環境が破壊され生態系が崩れるだろう、ということ想像しました。 今まで長い年月をかけて培われた自然環境は、一度壊してしまつたら取り返しがつきません。クリーンエネルギーは理想ですが、エコなはずのクリーンエネルギーの開発のために、豊かな自然環境が壊されることには矛盾を感じます。	現地調査の結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、実行可能な範囲で影響の低減を図ってまいります。事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。
112	また、北陸は有数の雷発生地域であり、これまでも風車も落雷により破損の被害を受けています。大きくなるほど落雷のリスクが高まります。	直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ(受雷部)を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース(接地)へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止対策を講じ、安全に発電できる風力発電所を計画してまいります。
113	さらに、1500m以内に民家があるとのことですが、低周波による健康被害をどのように考慮しているのでしょうか？ もし被害があった場合の対応、補償などは明確にしておくのは企業の責任として当然の事で、近隣住民や市や町へ徹底した周知をお願いします。 以上、計画の見直しをお願い致します。	本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。

(意見書 39)

No.	意見の概要	事業者の見解
114	<p>生物多様性に恵まれた能登の大自然が遠くなるほどの種類の生き物が、絶妙な『バランス』を維持しています。</p> <p>その中には、『ミツバチ』のような誰でも知っている生き物もいます。ほとんど誰も知らないけど、役割を果たしている生き物も、数え切れないほど多数います。</p> <p>ミツバチなら、不足すれば、買ってあげればいい。しかし、買って埋めることのできない存在もあるのです。</p> <p>水に恵まれた日本 降雨・降雪だけでなく、地下水脈の恩恵があります。</p> <p>地下水脈の恩恵なしでは、田畑も森も、存在できません。水の循環への影響を調査・解明する必要があります。</p> <p>大型開発の行く末は、誰も予測が付きません。慎重に行わないと、生涯苦しみ、子孫に遺恨を残すことになりそうです。</p>	<p>今後の調査を通じ、自然環境への影響を明らかにするとともに、必要に応じて環境保全措置を講じた事業計画を検討してまいります。</p>

(意見書 40)

No.	意見の概要	事業者の見解
115	<p>私は温暖化で今までにない猛烈な台風がきて 風力発電の羽が折れてはしまいか。また地震で柱が折れたり倒れたりしないか 心配です。</p> <p>東日本大震災が起きるまで 原子力発電の全電源が喪失は有り得ないとしていたではありませんか。</p> <p>原子力と風力発電とは違います だからといって自然の猛威を人の都合に合わせて 安全ですと言い切れないことは 日本各地で起きている今日までの自然災害が多く犠牲の上に教えてくれています。事実を都合よく解釈してはいけません。</p> <p>山に鋸が刺さったような画をみました。あの時の大人は取り返しのつかない間違った選択をしてしまったと子や孫を悲しませないことをねがいます。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮した計画といたします。また、調査の実施及び調査結果解析、予測評価を行った上で環境保全措置等を検討し、重大な影響が回避・低減できないと分かった場合には、事業計画の見直しを行います。</p>

(意見書 41)

No.	意見の概要	事業者の見解
116	<p>意見</p> <p>私達夫婦は10年前、能登の豊かな自然、特に七尾湾に惹かれ金沢近郊より引っ越してきました。今では私たちの事業の一部として、七尾湾でのセーリング(ヨット)体験を実施しています。</p> <p>七尾湾は良好な漁場であり、七尾港、和倉港、穴水港、また能登島にも集落ごとに小さな港があり、その近くで営まれる飲食店では、新鮮な魚介類が供されています。</p> <p>特に中島町、穴水町はカキ養殖が盛んで、セーリング体験者を海から行ける牡蠣料理店へ連れていくと、大変喜ばれます。</p> <p>また、七尾湾は景観も独特で美しく、夏場は夕陽を眺めるクルージングも人気があります。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮した計画といたします。また、調査の実施及び調査結果解析、予測評価を行った上で環境保全措置等を検討し、重大な影響が回避・低減できないと分かった場合には、事業計画の見直しを行います。</p> <p>昨今、森林については、植林地の多い地域であり、人の手が入らなくなることで山林の崩壊も見受けられつつあります。管理に利用する道路については、地元での林業作業に活用していただけるよう、調整したいと考えており、適切な森林管理ができることで、山の維持管理の促進にもつながるものと考えます。</p>

<p>七尾西湾(和倉温泉から机島の辺り)からはなた打方面、虫ヶ峰へ落ちる夕陽を見る事が出来ます。</p> <p>近年、想定を超える大雨で中島町を流れる川がいくつも氾濫を起こしました。 その後、氾濫はせずとも強い雨が降った後に海へ出ると、河口からかなり広範囲まで茶色い水が広がっている様子が見受けられました。 山から大量の土砂が、海へ流出したのではないかと思います。 その山を切り開き、大規模な工事が行われることに「山はいつまで持つのだろう」と不安でなりません。 もちろん、漁業、カキ養殖への悪影響も懸念されます。カキ養殖は、養殖業者だけが影響を受けるわけではありません。 関連する事業をしている人たちも、中島町にはたくさんいます。</p> <p>私自身もかつては、風力発電はエコな電力供給方法として憧れていました。 しかし現在、建設から寿命を迎えた風車の処分までを考えた時、風力はエコと言い難いと思っています。 夕焼け空を縁取る虫ヶ峰の稜線を思うとき、そこに風車が立ち並ぶ風景を見たいとは思いません。</p> <p>一度破壊した自然が元に戻る事はない、と人々は何度も何度も思い知らされてきたはずです。 「田舎の小さな山を多少削っても、大勢に影響はない」という考え方が世界中に蔓延った結果が、今日の極端な異常気象などに表れているのではないのでしょうか。 私は、能登地方での風力発電計画により、自分達の生活が脅かされている、と感じています。 計画の中止を求めます。</p>	
--	--

(意見書 42)

No.	意見の概要	事業者の見解
117	<p>2020年9月19日広島西ウインドファームを考える会の「風力発電ができた町の話」の武田恵世さん(歯学博士、日本島学会員)の講演会議事録を読む機会がありました。</p> <p>武田博士は、日本で最初の最大規模風力発電所の近くにお住まいで、風力発電は環境にやさしく、火力や原発を減らせると思い賛成だったとの冒頭句。</p> <p>いろいろな研究を重ねた結果、結論として、風力発電を進めてはならないと結ばれています。</p> <p>①原発の代わりにはならない。むしろ増やす。 ②地球温暖化をむしろ進める。 ③健康被害は深刻に過ぎるのに、業界は無視する。 ④住民は理不尽な我慢を強いられる理由はない。 ⑤地域が発展した事例はない。</p> <p>要点を端折って、書かせていただきましたが、わかりやすい講演内容でした。</p> <p>風力発電建設の必要性がどこにあるのか、凡人の私にはわかりませんでした。</p> <p>視覚障害者の方は、視覚の障害がある分、違う能力に長けておいでます。</p> <p>その方が、風力発電がもたらす低周波で異様な感じを受け取られていること。</p>	<p>風力発電施設の必要性については、方法書第2章対象事業の目的に記載したとおり、わが国の豊富な自然環境の中にある風力という再生可能エネルギー資源を有効活用することにより、自然との共生を図りながら、地球レベル、ないし、わが国固有の課題に対応することを目指すために必要なものであると考えています。</p> <p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。</p>

住民の健康に被害が及ぶのに、建設を推し進める理由を明確に納得のいくように説明いただけませんか？私にとって、風力発電は不必要なものです。建設に反対します。
--

(意見書 43)

No.	意見の概要	事業者の見解
118	<p>今回の計画はいったんやめてください。 建設ありきの、「方法書」の説明会ではなく、計画自体の説明会を開いて一からあらためて始めてください。 御社は、「方法書」の段階に来るまで、風車建設による騒音や上流部の山の地形の甚大な改変による川の水量の変化、氾濫の危険性などの影響をうけることになる地域住民への説明・計画周知を行わず、地権者や、利害関係のある一部の住民にのみ部分的な説明をしてきました。 また、説明会では「3月に申請が認可されるまでは他の事業者との建設予定地のすりあわせはない」というご説明でしたが、実際には昨年中に、河内の一部の住民には、具体的な建設予定地を、風車の位置を示した航空写真という形で説明されており、説明会でのお話が誠意のないご内容だったことがわかっています。 そのような、地域住民をだまそうちにしようとするようなやり方で進めてきた計画は、いったん中止にしてください。 もし本当に誠意ある事業を展開されるお気持ちがあるなら、建設ありきの説明会ではなく、先に、手続き上必要だからする「環境影響評価」の説明会ではなく、計画の内容をしっかりと周知してからあらためて始めてください。</p>	<p>環境影響評価の手続きとは別に、風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。事業計画にご理解いただけますよう説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。 なお、説明会でお示しした図面の位置等は最終決定のものではなく、他事業者とは今度調整をしてみたいです。</p>
119	<p>環境影響評価について もしこのまま計画の説明が不十分なまま進めていくというのであれば、 1、 鉦打分館の説明会で片桐さま・岡部さまが口頭でお約束いただいた、以下2点を実行してください。 ①既存の虫が峰風力発電による騒音被害の実際の聞き取り調査とその結果の住民への開示 三重県青山高原や能代山本の発電所でも、風車が建ってから「原因不明」の不眠や体調不良が報告されており、これらは「風力発電との因果関係はない(=証明はできない)」として、被害を受けている人は補償もされずに個人的に苦しんでいることがわかります。これは、国の基準で安全とされている基準を満たすことだけを想定している本方法書の手順では、実際の地区住民の健康被害を防ぎきれないことを表しています。 幸い能登半島には近くに虫が峰の風力発電があります。騒音が低周波も含めてどのような地形のところに被害がおこりやすいのか、方法書での騒音測定ポイントだけでなく、実際に被害のある地域でも調査を行い、机上だけでなく実態に即した誠実な「安全確認」のための調査と、その調査結果の公開を求めます。 (仮称)七尾志賀風力発電事業環境影響評価方法書 意見書つづき (中島町藤瀬 田谷)</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。事業計画にご理解いただけますよう説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。 また、近接する風力発電事業による累積的環境影響については、他事業者との情報共有を行い、検討を行ってまいります。 なお、虫が峰風力発電所の近隣の住民の方について、了承いただければ訪問し聞き取りをいたします。 さらに、風車について、15年前と比べ現在の風車の方が低騒音かつ効率的な発電ができるものとなっていること、住宅との離隔距離の確保についても知見が蓄積されてきていることを踏まえ、過去の事例と同じような被害が発生しないよう事業計画を検討しております。</p>
120	<p>②飲料水として利用している湧き水の場所を地域の住民に聞き取り調査をしてしらべること、その湧き水への影響を調査すること、それらの調査結果の住民への開示</p>	<p>水道水源のおよび地域の皆様が生生活利用している水源位置を調査し、水源に影響が及ばないよう風力発電所および道路の造成計画を検討いたします。また、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の</p>

<p>御社の方法書での水への影響の調査は、工事時の濁水のみになっています。山の木を広い範囲で切り倒す、深く杭を大量に打ち込むことで山に縦横に張り巡らされる地下水脈を大きく分断することにより、運用期間において、川の氾濫であったり、湧き水・井戸水・地下水が涸れる・水位が下がる・水質が変わることが予想されます。</p> <p>その点についての調査も加えて、きちんと影響を「想定」してください。できてから、被害があつてから「想定外」「因果関係がわからない」で済ませることにならないよう、誠実な調査とその結果の住民への順次公開（何年後かの準備書で報告は遅すぎます）を求めます。</p> <p>例えば千葉県の上砂災害は大雨によるものというだけでなく、それ以前に太陽光発電（メガソーラー）設置のための伐採で山の保水力が著しく低下していることと関連車していると、造園家の高田宏臣さんは指摘し、コンクリートで固める、地表近くの細かい水脈を止める土木のありかたに警鐘をならしています。</p> <p>風車はそれに比べて面でなく点での開発だとのこと説明でしたが、逆に地中深く10m以上も杭をうつことは、体積としては同等またはより大きな改変になります。また太陽光発電と同様、大きな機材を運ぶための林道整備による山の面的な改変も甚大です。上流域で取水している飲料水、中・下流域の農業用水、養殖の牡蠣を育む海に流れ込む水への影響、すべて、調べずに建設してから「想定外」「因果関係がわからない」で済ませることのないよう、きちんと調べて想定してください。</p> <p>住民の意見に対し誠意あるご対応を要望いたします。</p>	<p>有無を調査いたします。その結果については、適宜、地域の皆様と共有させていただきます。なお、事業実施区域の減少に伴い、藤瀬霊水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の事業実施計画地に含まれておりません。</p>
--	--

(意見書 44)

No.	意見の概要	事業者の見解
121	<p>風力発電による低周波の害が一切ない状態を求める。鳥が住み、木々が葉を茂らせ、その時その時の風が吹く、この環境をこの発電事業により一切変えることのないよう求める。</p> <p>『風力』『風車』と耳障り良い言葉を遣ったこの恐ろしい事業から、人が造り得ない自然の営みを守りたい。風力発電の建設に断固反対する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>今後の調査を通じて影響予測を行い、調査内容等を地域の方々へ情報提供しつつ検討を進めてまいります。</p>

(意見書 45)

No.	意見の概要	事業者の見解
122	<p>まず、2/27（土）中島市民センター鮎打分館にて開催された「方法書説明会における「虚偽答弁」について、抗議を申し上げる。（録音記録あり）</p> <p>質問内容）風車の正確な位置は決まっていないのか？ 貴社答弁）他社（JRE社）との設置位置競合の関係で、今年度末（3月末）のまでの、経産省審査の結果が分からないと最終的な位置を決定できない。</p> <p>この答弁について、下記2つの事実より貴社及び同席の日本気象協会の虚偽が判明した。</p>	<p>AR 風力発電（旧アカシア・リニューアブルズ）が計画しております（仮称）七尾志賀風力発電事業は、事業実施区域が重複している他事業者との事業計画の調整が必要であることは十分認識しておりますが、当該、他事業者との「棲み分け」等の合意を得ているものではありません。</p> <p>地域の皆様への説明に使用した風力発電機の配置計画およびフォトモンタージュは、その時点における計画に基づいたものです。</p>

	<p>①2020年12月の時点で、立地関連地区住民に対し、詳細な風車設置位置や、フォトモンタージュ資料が配布されていた（日本気象協会作成）</p> <p>②2/27開催のJRE社方法書説明会にて「AR社との事業実施区域競合関係はどうなっているのか？」との質問に対し、JRE担当者は「実はAR社との間で事業実施区域の棲み分けは既についている」との答弁を頂いた。</p> <p>以下2枚目に記す。</p> <p>以上の事実より、貴社が行った答弁内容は明白な虚偽であり、また、同席した日本気象協会担当者も何らフォローの発言を行わず黙認した事は、同様に虚偽の姿勢を示したものと判断される。</p> <p>これは環境アセスメント手続きの内容以前の問題であり、地域住民に対する、情報の公正・公平な公開という第一の礼節を著しく欠くものである。</p> <p>まずこの点そこについて厳重に抗議すると共に、石川県及び七尾市を通じての速やかな回答を要求する。</p>	
123	<p>その他意見)</p> <p>・大規模な本体工事及びそれに付随する林道開発等による、周辺地域水源への影響はいかなる調査・対策を講じても不可避である。</p> <p>よって事業の実施は認められない。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p> <p>水道水源のおよび地域の皆様が生活利用している水源位置を調査し、水源に影響が及ばないよう力発電所および道路の造成計画を検討いたします。また、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の有無を調査いたします。</p>
124	<p>・濁水防止の為に沈砂池を設けるとしているが、一時凌ぎの工事により山腹を改変することは山の保水力低下や浸潤水の急激な変動を招き、土石流災害を助長する恐れがある愚策である。</p> <p>よって事業の実施は認められない。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p>
125	<p>・低周波等、風車からの騒音被害想定について、環境省のガイドラインを拠り所とする、机上の数値シミュレーションの押し付け姿勢しか感じられない。</p> <p>真に地元との合意形成を図ろうとするのであれば、数値の前に、地元鉦打における、現状の風車被害の調査が第一の行動となるはずである。</p> <p>そのような姿勢が全く感じられない。このような企業に大切な土地を預ける訳にはいかない。</p> <p>よって事業の実施は認められない。</p>	<p>現地調査により周辺の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）を参考にしながら評価いたします。これらの調査、予測及び評価の結果は準備書においてお示しいたします。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>過去に設置された風車に対する苦情が寄せられていることは伺っております。一方、15年前と比べ、現在の風車の方が低騒音かつ効率的な発電ができるものとなっていること、住宅との離隔距離の確保についても知見が蓄積されてきていることを踏まえ、過去の事例と同じような被害が発生しないよう事業計画を検討しております。</p> <p>風車設置後の騒音予測については環境省のガイドラインを参照しておりますが、調査結果については地域の方々へ分かりやすく説明するよう心がけます。</p>
126	<p>・一帯は能登半島の狭窄部にあたり、鳥類、動物類にとって南北移動の為に重要なルートとなっている。このような場所を大規模に改変し、巨大な構造物を建設する行為について、「影響を最小限に」などは根拠の</p>	<p>現地調査において、鳥類をはじめとする動物の生息状況等を把握するよう努めてまいります。また、その結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、できる限り影響の低減を図ってまい</p>

	全く無い空論に過ぎない。 よって事業の実施は認められない。	ります。
127	・説明会において発せられた、「何か起きた時の補償」について、具体的な提案は全くされていない。 現在の環境アセスメント制度は「結果責任」を一切問われない無意味な制度であり、事業者もそれを悪用する形で、一般市民に、「さもごもつともな説明」を押し付けるのみである。 3項同様、真に合意形成を図る姿勢があるのであれば、具体策と結果責任を自ら明らかにすべきである。そのような姿勢は、環境調査会社を含め一切見られない。 よって事業の実施は認められない。	風力発電事業に伴う苦情が発生した場合には、被害についての原因、因果関係の証明に協力するなど、個別に対応させていただきます。 また、風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。今後も事業計画を説明させていただく機会を持たせていただくよう努めてまいります。

(意見書 46)

No.	意見の概要	事業者の見解
128	<p>能登半島中央部に位置する七尾市（中島町）・志賀町・穴水町における巨大風力発電4事業計画（註1*）の問題点</p> <p>*（仮称）七尾志賀風力発電事業・（仮称）虫ヶ峰風力発電事業・（仮称）志賀風吹岳風力発電事業・（仮称）能登里山風力発電事業</p> <p>現在、能登半島中央部に位置する七尾市（中島町）・志賀町・穴水町に、風車規模最大191m、合計59基におよぶ風力発電建設事業が計画されています。七尾湾に注ぐ七尾市中島町の熊木川・日用川、穴水町の小又川・山王川、外浦に注ぐ志賀町の富来川、輪島市門前町の八ヶ用など、能登半島中央部の主要河川源流部にあたる場所です。当地は人々の暮らし・景観・そして自然のいきものを育む能登の里山里海の豊かさの源となってきました。 今回計画話題のある風力発電4事業は、能登の今日に至る自然や風土や人々の育まれた歴史に重大な影響を与え、将来にわたり大きな負の遺産となりかねない。 （短歌1）過疎の村招かざる客押しかける猪とさぎ風力発電 （2020/10/14・水 晴れ、唐川明史） （短歌2）鉤打に蔓延りのさばる猪と追い打ち駆ける風車発電計画 （2020/10/14・水 晴れ、唐川明史） （短歌3）休み無く機械音響く風車見上げる峰の風情を壊し （2021/2/24・水 晴れ、唐川明史） （註2）風力発電4事業計画について、事業計画側は説明会を随時開催され、それに伴う資料と質問等の回答を行っていますが、聞かされている側の感想として、 ①内容がアカデミックすぎて、理解に追いついていけない。地域住民の生活知識のレベルに合わせて説明していただきたい。よって、説明の親切感・愛情・思い入れ・熱意等の印象が少なく、機械的な説明印象しか残らなかった。 ③風力発電事業者が、能登半島に風力発電事業と共に定住するわけでもなく、また、能登半島に定住していた経験もないのに、能登半島の風力発電事業の魅力を語られても、認めることはできない。 ④最近ようやく都会の若人達が能登半島の定住を希望しただけで、景観の良き虫ヶ峰</p>	<p>能登半島に風力発電事業が集中しており、事業計画地が重複、近接して計画されていることは承知しております。</p> <p>風力発電機を同地点に、また、近接して建設することは、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業認定および電気事業法に基づく工事計画届において、認められるものではないことから、現在計画が発表されておりますすべての風力発電施設が計画通りに建設されることはないと考えます。</p> <p>今後、事業計画地が近接した他事業者と積極的に情報共有を行うことにより他事業計画を把握することに努め、広い視野をもって地域の環境への影響を回避または軽減できる事業となるよう進めてまいります。</p> <p>なお、風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。より多くの方にご理解いただきやすい表現や資料を用いるよう心がけるとともに、今後も事業計画を説明させていただく機会を持たせていただくよう努めてまいります。</p>

	<p>などの峰々に風車のあることを問題視している。 「なぜ、風力発電事業を認めたのか」と。</p> <p>⑤ 能登半島を愛でる写真家や俳句・短歌を詠う人や、野鳥観察・草花樹木観察される人たちも、能登に住む私と同じく、風力発電事業の白紙撤回を望んでいる。</p> <p>問題点(01) 招きもしないのに押しかけて、事業を興そうと企むことに問題あり。</p> <p>① 鉦打の住民が協議の結果、風力発電事業を興そうという目的でもなく、また、風力発電事業を計画している事業者を招待したわけでもない。</p> <p>② 決めた手順で、ある日、ある時を定めて、「事業内容を説明するから聞きによってこい」。「関連資料は所定の場所で閲覧できる」と決めて、鉦打の住民の日常生活サイクルに一方的に、場所も日時も曜日も関係なく押しかけて来る。その姿勢は鉦打の住民について、標記風力発電施設を企画している組織は何様のつもりで構えているのでしょうか。</p> <p>③ ●「能登半島は、年間通じて風の流れが風力発電に適している。●国の施策・国の補助金を得る。●外国資金を得ている。●能登半島は他の地域より、外浦・内浦双方から近い距離・低山地・人家の少ない過疎地等の事由にて設置作業費用が低価であり、作業が行い易い。」と推測可能であるが、他の地域より、条件が良いから来ました」と申されても、365日鉦打に生活している住民にとって、庭先を荒らされることに変わりなく、お断りします。</p>	
129	<p>問題点(02) 風力発電事業を興すことで、鉦打地域の集落及び住民同士の「いがみ合い」が発生することに問題あり。</p> <p>長年、和気あいあい生活してきた同志が、「土地」と「おカネ」の絡むことで、作業道設置等やその後の作業道管理等について、山地の境界線や土地売却金額の同族間内（親子・兄弟姉妹）のトラブルが起きる。</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念および地域貢献等については、都度、回答させていただきます。</p>
130	<p>問題点(03) 能登半島は世界農業遺産に選ばれた里山里海の良き自然環境の残る地域である。よって、風力発電事業は景観保全に問題あり。</p> <p>能登半島は観光地であり、農業・漁業・林業などを基盤とする第一次産業を生業としている地域である。現在すでに設置されている虫ヶ峰の山稜について、東側の七尾湾（内浦）からの景観も、西側の富来海岸（外浦）からの景観も、その地域に棲む住民としては、人口物の風車の存在そのものが風景のバランスを欠き、景観上迷惑である。</p> <p>草木を生けてある水盤（または壺）に、人口物の風車を多数投げ入れたモノを、あなたは奥座敷の和室に飾りたいですか。</p>	<p>石川県や七尾市にご指導を頂きながら、能登半島の里山里海の景観への影響を極力低減し、配慮に努めます。住民の皆様にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めます。</p>
131	<p>問題点(04) 日本列島は地震国です。地震対策に問題あり。</p> <p>各風力発電事業予定地の対象とする説明会において、①能登半島における断層状況や②今回の風力発電事業予定地の地層状況の報告や調査計画にふれることなく今日に至っている。</p>	<p>風力発電機の設計については、風力発電機の計画地点の地質調査を行い、経済産業省の風力発電所認証および国土交通省の工作物確認申請の審査を受けて、安全な風力発電所を計画します。</p>
132	<p>問題点(05) 尾根道・峠道・山頂周辺の古代・中世・近世の山岳信仰遺跡等の歴史遺産を破壊する可能性に問題あり。</p> <p>永年語り伝えられた物語のある地域の歴史が、招き</p>	<p>峨山道の一部が対象事業実施区域と重複しておりますが、峨山道、及び虫ヶ峰には風車を設置する計画はございません。</p>

	<p>もしない組織が入り込み、風力発電建設の目的で、改変されるのはいかなるものでしょうか。</p> <p>①大伴家持の能登巡行コース（中島町西谷内集落の観音坂峠―志賀町今田集落）。</p> <p>②峨山禪師の峨山道・峠越え（中島町河内越ケロアゴゼ峠―風吹岳の西側）。</p> <p>③中世の城・砦遺跡（中島町西谷内ナマリヤ砦）。</p> <p>④能登三十三観音巡礼札所（虫ヶ峰第24番札所） （註1：虫ヶ峰風力発電7号機、遺跡の北側3mまで接近）。</p> <p>⑤伝見梯寺跡参道（上島の虫峰山正覚寺の元の寺） （註2：虫ヶ峰風力発電に伴う町屋―虫ヶ峰間の林道建設により消滅）。</p> <p>⑥加能作次郎（明治期の鐘打小学校教諭、小説家）が往復した盤谷峠（中島町鳥越―志賀町広地）。</p>	
133	<p>問題点(06) 古代～近代の産業遺産である製炭・製鉄遺構の破壊に問題あり。</p> <p>①能登半島の産業遺産として、海岸では製塩遺構があり。山麓では、一坪でも稲作の生産を高めようと努力された農民の手の跡を示す棚田あり。山地では、多数の製炭・製鉄遺構が分布している。今日まで製炭・製鉄遺構の悉皆的分布調査を各市町教育委員会が実施していない。よって、作業道や林道建設に伴い、調査記録もされずに遺構は消滅進行中である。</p> <p>②今回の風力発電施設計画により、施設資材等の運搬道路新設・拡張工事等により、遺構の消滅の可能性がある。</p>	<p>①文化財については、七尾市、志賀町、穴水町の各教育委員会にヒアリング等を行うことにより把握に努めます。また、環境調査中や工事中等において文化財の存在を確認した場合には、速やかに各市町の教育委員会に報告し、指導等にしたいがい適切に対処いたします。</p> <p>②工事の実施にあたっては、上記①により文化財の分布等を把握し、各市町の教育委員会の指導等にしたいがい適切に対処いたします。</p>
134	<p>問題点(07) 動物（鳥獣・両生類・昆虫等）・植物（樹木・草花等）の保全保護に問題あり。</p> <p>② 能登半島は渡り鳥の飛来地である。</p> <p>②能登半島に朱鷺が息していた時、穴水から羽咋の間を定期的に往来していた歴史がある。鉦打地域（熊木川の上流）や稗造地域（富来川の上流）には、朱鷺の飛来を見聞された記憶が現住民に残っている。</p> <p>③近年、佐渡島⇒新潟県胎内市等経由⇒富山県経由にて、能登半島へ朱鷺が飛来していた。よって、今後も朱鷺の飛来する可能性がある。</p> <p>④谷間の水源地は、ホクリクサンショウウオの生息地である。</p>	<p>①現地調査において渡り鳥の状況を把握し、保全に努めてまいります。</p> <p>②③情報提供ありがとうございます。トキについても飛来する可能性を踏まえて現地調査を実施いたします。</p> <p>④現地調査においてホクリクサンショウウオの生息状況等を把握し、保全に努めてまいります。</p>
135	<p>問題点(08) 風車設置に伴う運搬道路などの建設による土砂流失と設置後の道路側溝などの管理不足に問題あり。</p> <p>①梅雨のシーズンや台風シーズンは無論のこと、大雨後や大風後、落葉シーズンの定期的・継続的巡視と側溝の排土・落葉の駆除が必要である。</p> <p>②建設計画時の方法書類上では、管理について述べられているが、虫ヶ峰風力発電設置後の状況観察では遵守されているか疑問点が多い。</p> <p>③道路設置に伴い、山林境界とそのラインが年次を経過するごとに不明確となり、隣地の地権者とのトラブルの発生が起きやすくなる。</p> <p>④道路設置に伴い、廃棄物の不法投棄が多発する。</p> <p>⑤道路設置に伴い、山林樹木の不法伐採・盗難事例が多発する。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮した計画を検討いたします。工事および運転開始後の管理については、計画段階にて配慮した事項を遵守し、地域の皆様にご不安を抱かせることの無いよういたします。</p> <p>他事業の計画および運営について、意見を申し上げる立場にはございませんが、本事業についてはしっかりと計画・運営してまいります。</p>
136	<p>問題点(09) (問題点08)の運搬道路および風車の基礎工事などの結果、山中の水脈の汚染および水脈流道の変更。生活用水や農業用水量の変動に問題あり。</p> <p>①例えば、1年間の事前調査をふまえても、その状況</p>	<p>水道水源のおよび地域の皆様が生活利用している水源位置を調査し、水源に影響が及ばないよう風力発電所および道路の造成計画を検討いたします。また、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の有無を調査いたします。</p>

	<p>は不明の点が高いだろう。しかし、20年間の経過後は、設置前と設置後の比較は可能である。</p> <p>②七尾西湾は、牡蠣養殖の日本海側第1位の生産地である。牡蠣養殖に必要な山の資源を思い考えた場合、山の地形改変や樹木伐採は極力計画的配慮が必要である。よって、現状保全を求める。</p> <p>③中島町西谷内集落では、上水道の管理組合「谷出水道組合」がある。</p> <p>④中島町河内集落の上水道。中島町の上水道の水源地である熊木川。</p> <p>⑤旧富来町の上水道の水源地である虫ヶ峰。</p> <p>⑥輪島市門前町の水源地である八ヶ川。</p> <p>⑦穴水町の水源地である小又川・山王川。</p> <p>いずれも、(仮称)七尾志賀風力発電事業・(仮称)虫ヶ峰風力発電事業・(仮称)志賀風吹岳風力発電事業。(仮称)能登里山風力発電事業に伴う想像を超える影響がある。</p>	
137	<p>問題点(10) 風車の存在に伴う騒音の問題あり。</p> <p>①365日、24時間、風車の回転があるわけではない。しかし、風力回転の方向(方位)と、時間帯(夜間など)によって、耐え難い騒音を感じる場合がある。</p> <p>②屋外の杉木立と共鳴および反射して、風車と直面していない方向からの騒音もある。</p> <p>③虫ヶ峰風力発電9号機・10号機の眼下に位置する(直線距離:1000m~1500m未満)唐川家(石川県七尾市中島町鳥越ヲの21番地)では、9号機・10号機の撤去または、風力回転の停止を願いたい。</p> <p>④③の件について、6ヶ月の自宅療養後、2011年(平成23辛卯)6月6日入滅した母(享年91歳)の遺言でもある。</p> <p>⑤虫ヶ峰風力発電に伴う騒音を受けている地域として、七尾市中島町錐打地域では、鳥越集落の上出、古江集落、西谷内集落の上野出・馬場出・谷出・田の尻出、藤瀬集落である。</p> <p>⑥風力発電設備のガイドラインの値未満であっても、音の距離、地形、風向きなどの要因によって、元々存在していなかった人口音=風力発電音を雑音と感じる日常生活を過ごしたくない。</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。また、本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>他事業に対するご意見であるため、弊社の見解は控えさせていただきますが、調査の実施及び調査結果解析、予測評価を行った上で環境保全措置等を検討し、重大な影響が回避・低減できないと分かった場合には、事業計画の見直しを行います。</p>
138	<p>問題点(11) 風車の存在に伴う低周波騒音に問題あり。</p> <p>①低周波騒音について、2008年、全米騒音制御技術研究所の年次学会において、ジョージ・カンパーマンとリック・ジェームスは、風力発電について、少なくとも平地で2km、山間部では3.2kmの距離を民家から離すべきと報告している。</p> <p>②低周波騒音などにより、睡眠障害・頭痛も耳鳴り・めまい・吐き気・動悸・イライラ・集中力や記憶力の低下・パニック障害などが報告されている。なお、老若・年齢層などの各個人の過敏性の状況によって異なる。元々、設置しなければ(問題点09)の②の問題は起きない。</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から1km以上の離隔を確保する計画としています。</p>
139	<p>問題点(12) (問題点10)・(問題点11)の環境調査を行う場所と箇所数の少ない事と調査期間の短い事が疑問である。</p>	<p>環境騒音の調査地点は、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)や「発電所に係る環境影響評価の手引」(令和2年3月経済産業省産業保安グループ電力安全課)等を参考として、風力発電機の設置予定位置から近い地域を対象とし、現地踏査等により住居等の分布状況を確認しつつ選定しています。</p>

		調査時期については、前記のマニュアル等を参考として、一年を通じて騒音の状況を把握することを目的として、四季について把握することとし、各季節において96時間連続の状況を把握いたします。
140	問題点(13) 風車の存在に伴う落雷・落雷誘引などによる周辺の被害の問題あり。 ①家屋および山林樹木の被雷と火災の被害発生が高い可能性がある。	直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ(受雷部)を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース(接地)へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止を図ります。
141	問題点(14) 地球温暖化などによる近年の台風が異常に強い。その結果、予測以上の風力による倒壊の危険性がある。「想定外であった」との説明は今日許されない。	風力発電機の設計については、経済産業省の風力発電所認証および国土交通省の工作物確認申請の審査を受けて、安全な風力発電所を計画します。
142	問題点(15) 設置運営会社が倒産した場合、融資を行う金融機関が引き継ぎ、事業の継続を行う体制と説明があるが、今後世界経済の動向により、20年後の金融機関の存在も安定的とは予測できない。また、外国資本のバックアップについても、現在は可としても、将来はどうなるか予測できない。	FIT法(固定価格買取制度)政策により、事業継続性が担保されているとの認識です。発電電力の売電により運転資金、融資返済資金が生まれ、融資金融機関および事業会社は融資審査また、事業継続性の担保のために、事前のリスク確認と評価、また保険でのリスクカバーを行います。このようにしてプロジェクトファイナンスが組成されますが、国民の税金も使われる事業でもあるとの理解のもと、国の政策と協調しつつ事業を検討しているものです。 国の経済の安定についての見解は、事業者が述べる立場ではないとの認識です。
143	問題点(16) 風力発電機の耐用年数経過後の後始末について、周辺住民に対して、明文化された契約書素案を提示していない。	地権者以外の方とは契約書という形はとりませんが、環境影響については国や石川県の審査を受けて事業計画に反映していくとともに、事業終了までの計画は資金支援を受ける銀行の審査をうけ、機材が放置された状態にならないような計画を検討してまいります。なお、事業計画認定は、撤去費用の積み立てが義務となっております。
144	以上、直観的・一般的に感じている問題点合計16件を記載しました。総論として、『(仮称)七尾志賀風力発電事業・(仮称)虫ヶ峰風力発電事業・(仮称)志賀風吹岳風力発電事業・(仮称)能登里山風力発電事業の4事業計画』の撤回を求めます。 よって、地域住民の培われた絆を分断する風力発電事業計画に関連する事業者側の個別説明も集団説明会の開催もおことわりします。 【2021年(令和3辛丑)3月5日(金)時々小雨、啓塾の日 8頁記】	地域の方々から理解を頂けるような事業計画とするため、今後もご意見を受けつつ検討を進めてまいりたいと思います。

(意見書 47)

No.	意見の概要	事業者の見解
145	農業、漁業が盛んな鉦打・中島地区の自然環境、特に水源・水脈への影響について説明がもう少し詳しくしてほしい。 湧水量が減少し、農作物の収量やカキの養殖に必要な養分などに影響があることへの不安が残ります。 又、すでに住民からの騒音等の話が出ているのでより大型で、数も増える風車の影響が減る事は考えにくく、増大する懸念が大きいです。それらの説明も満足、納得のいくものではなかった現状では当建設計画は受け入れがたいものがあります。	各項目に対する具体的な影響は、今後の調査で明らかにしてまいります。また、その内容については地域の方々へ情報提供しつつ検討を進めてまいります。

(意見書 48)

No.	意見の概要	事業者の見解
-----	-------	--------

146	<p>山を削り木を切る。水害が増え、農業や漁業に影響が出ます。人はずっとそうして来ましたが、今後は自然回復保護に向かうべきだと思います。我々は沢山の人手、機械、肥料等のおかげで食物を頂いています。勿論、根本には大地、太陽、水、空気などの自然の恵みがあることです。自然があって生物は生きてゆけます。自然の物は無尽蔵とと思っていましたが、世界のある国では水が減り、農作物が減少し、食物が不足するというのです。</p> <p>気候変動はますます増々電力が必要です。悪循環です。大雨、大風が極地的、集中的になっています。先月2月には村仕事に出ました。30人くらいで300m～400mの海岸のゴミ拾いでしたが、木材、ペットボトル、発泡スチロールなど、人間の便利の為のものが多く、2時間ちょっとでしたが、拾い切れませんでした。くたくたになりました。便利な生活を求め続けるのは一考を要します。利益は大事ですが、利益以上の損失が出ることもあります。自然保護そして節電に心がけたいです。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、監督省庁の自治体の指導を受けて、土砂災害、水害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p>
-----	--	---

(意見書 49)

No.	意見の概要	事業者の見解
147	<p>20 数年の都市生活を経て、生まれ故郷の能登に帰って来た時、木々の美しさ、空気のおいしさ、豊かな水に驚きました。四季折々に花が咲き、野菜や米が育てられ、魚が豊富、能登に住む私達があたり前のように受け取っている自然の豊かさは、何ものにも代えることが出来ません。一度壊してしまったらいくらお金を積んでも元に戻すことはできません。山の木を少し伐採しただけで、川の水が減ってきたと、村の方々が言われています。豊かで美しい水があつてこそ、米や野菜が育ち、海も栄養で満ちます。貴重な水源地である奥山に風車を作る計画は能登の人々の生活を壊しますので、止めていただきたいです。</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、監督省庁の自治体指導を受けて、土砂災害、水害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p>

(意見書 50)

No.	意見の概要	事業者の見解
148	<p>私たち家族は能登の里山・里海の美しい景観と清らかな水、それにより育まれる豊かな海の幸、山の幸に魅力を感じて七尾市に移住してきました。今回、いつも水を汲みに通っている藤瀬の霊水への影響を心配しています。霊水は地元の方だけではなく県外の多くの方々から愛されています。自然環境は破壊してしまっただけからでは取り返しがつきません。一営利企業や投資家の一時の利益のために自然を売ることがあってはならないと考えます。</p> <p>さらに、仮に巨大風車により地盤が崩壊したり、河川が氾濫することがあれば個別に保証して頂かなければならないと思いますが、それが命の場合はどうされるのでしょうか。自然も命もお金では買えません。お金の為大切なものを犠牲にする可能性が少しでもある事業に賛成することはできません。</p>	<p>藤瀬霊水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の事業実施計画地に含まれておりません。</p> <p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁の自治体指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p> <p>風力発電事業に伴う苦情が発生した場合には、被害についての原因、因果関係の証明に協力するなど、個別に対応させていただきます。</p>

(意見書 51)

No.	意見の概要	事業者の見解
149	<p>風力発電はクリーンなエネルギーとのことですが、本</p>	<p>方法書の縦覧や住民説明会の開催については、令和3年</p>

	<p>当にそうでしょうか。能登は山も海も自然が豊かな環境です。山と海は繋がっています。その山を掘削し、自然の土の流れ、水の流れ、空気の流れを変え人工物を建てることは、大きな流れでみてクリーンではないと思います。山の自然破壊が山だけではなく海にも影響を与えることも加味して住民にお伝えしましたか？能登には漁業で生計をたてておられる方も大勢おられます。お伝えする範囲が限定的であり、もっと広範囲の影響が及ぼされる範囲の住民に知らせるべきでした。また、山を切り開くことで、他の生態系への影響、動物だけでなく草木や菌糸類までの影響も考慮してありますか。</p>	<p>1月27日の北國新聞、北陸中日新聞及び読売新聞朝刊に掲載するとともに、弊社ホームページに掲載いたしました。また、穴水町や七尾市の広報誌や、地域コミュニティ紙に掲載していただいたことや、町内会への回覧をしていただくなど、広くご案内いたしました。</p> <p>縦覧場所は、石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所正面玄関情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター（鉦打分館）、志賀町役場環境安全課、志賀町役場富来支所及び穴水町役場住民課の7箇所とし、令和3年1月27日から令和3年2月26日までの1ヶ月間の縦覧をさせていただきました。</p> <p>住民説明会は、七尾市中島文化センター（能登演劇堂）で令和3年2月14日、七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館体育館で同年2月14日、志賀町富来活性化センター中会議室で同年2月21日、穴水町河内集会所で同年2月23日に開催させていただきました。方法書の内容等について説明させていただきました。</p> <p>調査項目については、「発電所に係る環境影響評価の手引」（令和2年3月経済産業省産業保安グループ電力安全課）等を参考とするとともに、有機者ヒアリング等を行い適切に設定いたしました。</p> <p>なお、土地の改変や樹木の伐採は最小限にとどめ、事業活動に伴う環境への影響は今後の調査で明らかにしてまいります。</p>
150	<p>次に健康被害についてです。低周波や騒音による健康被害はどの程度のものなのか提示されましたでしょうか。それは周囲何kmまで影響を及ぼすのでしょうか。低周波は目には見えません。既存の風力発電で経時的な測定はされていますか。一部住民にしか説明のないことは勝つとわかった試合しかししないことと一緒にことです。能登の自然を壊して建てる必要がありますか。都会へ送るエネルギーさえあれば良いと地元の方や自然を踏み台にしておられません。目先の利益をちらつかせて利権をとり、その後地元の人達へのフォローなく不利益を被らせることはやめて下さい。</p>	<p>本事業の実施による騒音や低周波音の影響については、今後実施する調査、予測及び評価において検討してまいります。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から1km以上の離隔を確保する計画としています。</p>

(意見書 52)

No.	意見の概要	事業者の見解
151	自然破壊ダメ絶対。	土地の改変や伐採は最低限にとどめ、影響の回避や低減ができる事業計画を検討してまいります。

(意見書 53)

No.	意見の概要	事業者の見解
152	<p>風力発電は、石油を使って二酸化炭素を発生させることもなく、水力発電のように環境破壊もない、クリーンエネルギーかと思っておりましたが、巨大な風車の設置の為の山の自然を破壊する、また、劣化した風車の廃棄や、巨大な風車の風切音などによる健康被害まで出ているというのを知りました。</p> <p>愛する能登半島の美しい自然と、人々の健康を損なう可能性のある風力発電には断固反対！します。絶対反対！</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>また、本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p>

(意見書 54)

No.	意見の概要	事業者の見解
153	一見、「自然にやさしい」ものでも思考停止せず、地域の人々のことを考えてしっかり公正明大にすすめてほしいです。地元からの反対深く、受け止めて下さい。	風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。

(意見書 55)

No.	意見の概要	事業者の見解
154	意見：開発により災害に弱くなる 近年、七尾市のみならず世界的に洪水の被害が増大している。七尾市内の河川も毎年川の堤防を超えるなど、被害が増大している。 開発は確実に山の保水能力を下げ、災害への抵抗力が低くなる。 よって建設は不適である。 質問：開発した場合、現状の防災能力を維持するために、大規模な治水工事を行う必要があるが、行う予定があるのか。 質問：また、風力発電に起因する災害が発生した場合、被害を受けた住民への十分な補償、追加の治水工事などを行うのか。	風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。また、風力発電事業に伴う苦情が発生した場合には、被害についての原因、因果関係の証明に協力するなど、個別に対応させていただきます。

(意見書 56)

No.	意見の概要	事業者の見解
155	景観の確実な悪化。 能登の里山里海は、世界農業遺産にも指定されている、日本の原風景が色濃く残っている地域である。山の尾根に連なる様に建設することは、景観を著しく悪化させることになる。 また巨大な風車が能登の低い山に建つことにより、確実に圧迫感が生まれる。 よって建設は不適である	世界農業遺産の自然景観、地域住民の皆様親しまれている原風景への影響を可能な限り低減した計画となるよう努めます。

(意見書 57)

No.	意見の概要	事業者の見解
156	意見：地域にメリットらしいメリットが無く、補償も無い。 地権者、集落に土地の賃借料がわずかばかり入ったとしても、普段生活しているときに、風車の音が不快に感じたり、低周波や超低周波によって健康被害を被った時に、確実な補償がない。 よって、建設は不適である。 質問：地域に騒音による健康被害が出た場合、御社の調査結果のみに寄らず、住民側が委託した業者などによる調査結果を踏まえ、風車との因果関係が明らかになった場合、医療費負担などの補償、住民が住んでいる家屋への防音処理、定住できなくなった場合の移住費用負担などができるのか。	風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念、地域への貢献等については、都度、回答させていただいております。 また、風力発電事業に伴う苦情が発生した場合には、被害についての原因、因果関係の証明に協力するなど、個別に対応させていただきます。

(意見書 58)

No.	意見の概要	事業者の見解
157	<p>集落から近すぎる。 私は、現在、3基の風車から自宅まで、およそ 1.5km に住んでいます。 現状、すでに風車の音がゴウゴウと鳴り響き、生活音とはかけ離れた不気味さを感じて生活しています。 発生する騒音は、生活音と同程度だとしても、一時的に発生する騒音と違い、風力発電の風車が回っている間、一時の間もなく発生しています。 発電量を確保するために、昼夜問わず発電するのも経験しています。昼間は車の音や、農機の音があるため、それほど気にはなりません。夜などは、風向きによっては室内までその音が聞こえ、不快に思っています。 計画されている、風車建設予定地は、西谷内、河内地区など近いところは集落まで 1km を少し切るぐらいに予定されています。 よって建設は不適である。</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 また、本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。 なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から 1km 以上の離隔を確保する計画とし、風車は低騒音型の機種を検討したうえで調査を行い、一定の騒音レベル以下になるよう配置等を検討致します。</p>

(意見書 59)

No.	意見の概要	事業者の見解
158	<p>能登地区には豊かな海・山が広がり綺麗な景色が広がっています。その海や山には沢山の生き物がいて、多様な命と出会うことができます。その素晴らしい自然を感じるため、往復 3 時間の距離を移動し、子どもと向かうこともあります。この素晴らしい経験は子どもたちの貴重な財産となり、自然を愛し里山里山を愛し、この地域を守りたい、という気持ちを育み、将来を担ってくれる存在として育っていくでしょう。 風力発電は、クリーンなイメージがあり、将来の電力としてまた観光名所として経済発展を支えてくれるものと思っていました。しかし、風力発電先進国を調べていると、不安要素の方が多いことが分かりました。アメリカの医師ニーナの論文に、風車がウィンド・タービン・シンドロームの原因になることを明確に記述されています。そして現に 近隣住民が健康被害のせいで、結局転居しその地域がゴースタウン化するところが続出しています。また、風を利用するため不安定な供給となり実際は火力発電と併用しなければ安定した供給には繋がらず、電力会社も作った電力は不安定だから風力だけでは送らないで欲しいというところさえ出ていると聞きます。事故も多発しているが、事故の処理はその地域に任せられ管理費がかさむことも今の一時的な助成金では賄えないのではないのでしょうか。 風力発電は、地域の経済の発展どころか、人が出ていく結果に繋がっています。移住される人ももっと減るでしょう。ゴースタウン化するために風力発電を建設するのは、果たして能登地区の望む未来なのでしょうか。 そもそも、地域の人々が健康苦痛を強いられる状況下にあるのに、説明が十分なされないことが一番の問題です。地域を作っているのは『人』そして『自然』です。私は、子ども達がこの豊かな自然の中で、思いきり存在をまるまる認められる経験が、この地域、自然、ひいては地球を守りたい、という心を育むと考えています。そのために、私は能登地区に足を運んでいました。実際に能登地区にしかない自然を求めて人が足を</p>	<p>・政府が取りまとめた「エネルギー基本計画」(平成 30 年)において、再生可能エネルギーは低炭素で国内自給が可能なエネルギー源と位置付けられており、地球温暖化やエネルギー自給率の向上といった面からも導入が推進されているものです。 ・騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 ・本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。 調査結果や予測及び評価結果等については、今後の準備書に置いて公表・説明させていただきます。 ・調査、予測及び評価にあたっては、環境影響評価法に基づき実施いたします。本方法書では、第 6 章において騒音、低周波音、水質、動物・植物・生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場などを選定し、原則として四季にわたり現地調査を行うことにより現状を把握いたします。さらに、事業計画等を踏まえて、予測及び評価を行います。 ・調査結果や予測及び評価結果等については、今後の準備書に置いて公表・説明させていただきます。</p>

<p>運んでいるのです。この自然を生かし次世代につなげていく事こそ、移住促進や地域で活躍する人材を担うことができるのではないのでしょうか。</p> <p>この風力発電で失う自然の多さ、健康被害を上回るより、本当に必要な事なのではないのでしょうか。将来を担う子ども達が愛せる地域になれるには、子供たちへ残すものとしてどちらの方向がよいと思いますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これ以上の電力がどうしても必要なのか。現在の電力供給状況と足りない電力の具体的な数値を提示。また風力発電ができた際のシュミレーションの数値(対効果) ・健康被害が出た際の補償内容 ・建設にあたって、自然環境の破壊や生態系への影響を調べシュミレーションし具体的な数値や結果を提示する <p>以上を近隣住民へ説明頂くよう要求します 最後に...</p> <p>自然の中沢山遊んでいる子どもの声です。 『どうしてこんなに明るい？暮らしている電気だけで十分明るいのに、こんなに電気がなくていいのに。明るすぎてお月様が見えないよ。動物も明るくてびっくりする。夜景だって、人間の電気の集まりなだけ。お月様やお星様が見えないし、夕日の方が綺麗だよ。』</p> <p>電気はとても便利です。私もとても感謝しています。一方で、莫大な自然環境を脅かしてまで必要以上のものを作ることは、果たして本当に持続可能な社会に繋がるのでしょうか。今からの将来に必要なことは、自然との共存をどうやったらうまくできるか、を考える事が人間ができる最大の生き残りの政策ではないのでしょうか。今一度、しっかりと精査して頂くことを心より願います。</p>	
--	--

(意見書 60)

No.	意見の概要	事業者の見解
159	<p>【漁業への影響について】</p> <p>熊木川が注ぐ七尾西湾では牡蠣の養殖が盛んです。牡蠣の養殖は餌を与えることなく、自然の力で牡蠣を育てます。マガキは主に植物プランクトンを餌として成長します。植物プランクトンは海水中の栄養塩類と太陽の光で育ちます。</p> <p>栄養塩類は七尾西湾に注ぐ、熊木川や二宮川がもたらします。</p> <p>今回の風力発電事業により、山の表土が削られると川に流れる腐食が減少します。腐食はキレート作用により栄養塩類を水に溶けやすくする役割をしていますが、木を伐採し、表土が流出することで、七尾西湾に注ぐ栄養塩類が減少することが懸念されます。</p> <p>このことは、「森は海の恋人」(畠山重篤著)でも示めされています。</p> <p>また、近年七尾西湾のヘドロ化が問題となっています。</p> <p>ここに山から土砂が流出することにより、海底に土砂が堆積し、ヘドロ化が加速される恐れがあります。七尾西湾の砂地は海鼠の絶好の住処になっており、ヘドロ化が進むことで海鼠漁にも影響が出ることが懸念されます。</p> <p>以上より、環境アセスメントに七尾西湾の環境評価も追加するべきです。</p>	<p>山地での大規模な森林伐採等の開発による土砂流出は、河川及び海の生態系に打撃を与えます。しかし、本事業では基本的に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用する計画であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありませんので、風車建設によって山から土砂が大量に流出する可能性はないと考えております。さらに、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じることで、周辺の河川等への影響も出さないよう検討することから、海域に及ぶ影響はないものと考えております。</p>

(意見書 61)

No.	意見の概要	事業者の見解
160	<p>【治水悪化について】</p> <p>近年熊木川は大雨により何度も氾濫しております。今回の事業では、風車を運ぶトレーラーが通れる大きな林道を作り、風車建設地の周囲の木を伐採し、尾根を削って整地し、山に深い杭を打ち、大きな基礎を作って、風車を建てることとなります。</p> <p>木の伐採による保水力低下、真砂土流出により河川水と地下水の交流不全が起こることなどにより、治水の悪化が懸念されます。</p> <p>今回は貴社だけではなく、熊木川原流域に4つの事業が計画されており、これらの事業が進めば、保水力が落ちた熊木川は少し大雨が降っただけで氾濫を繰り返すことになるのではないかと懸念しております。</p> <p>貴社が熊木川の治水を悪化させることがないという根拠があれば、示していただきたい。</p>	<p>風力発電所の建設に伴い発生する土砂の取り扱いに留意し、土砂の流出等により、事業実施区域の生態系、生物多様性への影響を最小限とするよう事業の計画および工事の施工を行います。</p>

(意見書 62)

No.	意見の概要	事業者の見解
161	<p>【景観】</p> <p>能登の里山里海は世界農業遺産にも登録されており、その認定基準には、</p> <p>ランドスケープ・シースケープの特徴：人類と環境の相互作用を通じ、長い年月をかけて発展してきたランドスケープ・シースケープを有すること。</p> <p>とある。</p> <p>能登の山に立つ巨大な風車は、人類と環境の相互作用を通じ長い年月をかけて発展してきたランドスケープを壊すものだと思います。</p> <p>景観の面からも、この事業に反対いたします。</p>	<p>石川県の指導も受けつつ、長い間親しまれてきた景観に配慮し、ご理解いただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。</p>

(意見書 63)

No.	意見の概要	事業者の見解
162	<p>【水に対する影響】</p> <p>なとうち地区には藤瀬の名水があり、県外からもたくさんの方が水をくみに来られます。</p> <p>この事業によって、水脈が変化したり、土砂の流出により水質の悪化なども懸念されます。</p> <p>環境アセスメントにて、工事時の水質だけでなく、工事終了後の水脈の変化、土砂や濁水の流出なども評価するべきである。</p>	<p>対象事業実施区域の減少に伴い、藤瀬壺水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の対象事業実施区域に含まれておりません。</p> <p>湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において環境影響評価の手続きとは別途で事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。</p> <p>工事期間中は、尾根の近くや尾根上の一部を改変することにより一時的に裸地ができ、そこに雨が降ると濁水が発生する可能性があります。そのため、発生する濁水は沈砂池で濃度緩和した後に土壌浸透させる計画であり、沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの離隔を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。なお、一時的にできた裸地には緑化等により法面を保護し、土砂流出を防ぐ計画です。このように、施設存在時には濁水の発生は極めて少なくなりますので、稼働時の予測・評価は実施いたしません。</p>

(意見書 64)

No.	意見の概要	事業者の見解
163	<p>【世界農業遺産 能登の里山里海】 事業の実施想定区域を含む能登地域は、世界農業遺産「能登の里山里海」として登録されている自然豊かな土地であり、そこで暮らす人々の生活はこの豊かな自然に支えられており、この豊かな自然こそが能登地区の最大の資源と言えるものであります。世界農業遺産の認定基準には、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食料及び生計の 保障：地域コミュニティの食料及び生計の保障に貢献するものであること。 2. 農業生物多様性：食料及び農業にとって世界的に重要な生物多様性及び遺伝資源が豊富であること。 3. 地域の伝統的な知識システム：「生物相、土地、水等の農林水産業を支える天然資源の管理システム」を維持していること。 4. ランドスケープ及びシースケープの特徴：長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープやシースケープを有すること。 <p>といった記載がなされております。事業実施想定区域は、希少な猛禽類が確認されており、これらの事業が生物多様性を大きく損なうことは明白であります。</p> <p>また、事業想定区域での木の伐採、運搬道の造成などによる保水力低下・土砂流出などにより、下流域での治水悪化、水質悪化などが懸念され、農業の営みにも多大な影響が予想されます。周囲には藤瀬の名水もあり水質悪化が懸念されます。また、七尾西湾に注ぐ熊木川の源流域が荒れることで、漁業にも悪影響が出る可能性もあります。つまり、地域コミュニティの食料及び生計の保障に問題が起こる可能性があります。</p> <p>景観の面でも、長年にわたる人間と自然との相互作用によって発達してきたランドスケープとはかけ離れた景観となります。</p> <p>このような、能登地域の最大の資源である能登の里山里海に対する負荷の大きな事業が、周辺住民への十分な説明・合意形成がなされないまま進められていくことに、大きな懸念を抱いております。</p>	<p>世界農業遺産「能登の里山里海」として登録されてた地域であることに配慮した計画といたします。</p> <p>対象事業実施区域及び周辺地域で希少猛禽類をはじめ動植物及び生態系の調査を実施することで、重要種等の生育・生息状況を把握し、その結果を踏まえ、風車位置なども検討してまいります。</p> <p>濁水対策として沈砂池を設置し、沈砂池で濃度緩和した後には土壌浸透させる計画であります。沈砂池の出口から沢や河川といった常時水流までの隔離を十分取ることによって濁水の常時水流への混入を防いでまいります。</p> <p>また、風景への影響につきましても、眺望点を設定しどのような影響があるかを検討したうえで、極力回避または低減できるような事業計画を検討いたします。</p> <p>希少猛禽類につきましては、先行調査を行い、入念に確認しております。また、繁殖場所が確認された場合には、風力発電機の設置に関し、繁殖に影響のない場所への移動や基数減少を検討いたします。また、事業実施計画区域内に希少猛禽類の営巣が確認された場合には、繁殖活動に配慮した工事計画とします。</p> <p>伐採による保水力低下への影響については、科学的な知見の入手に努め、樹木の伐採面積を最小限に抑える計画といたします。</p> <p>水質については、工事中の濁水の影響を調査するとともに、周辺住民の水利用についても聞き取り調査等を実施します。</p>

(意見書 65)

No.	意見の概要	事業者の見解
164	<p>【生物多様性について】 この事業の実施想定区域やその周辺にはクマタカなど希少な猛禽類が生息しており、周辺にはノスリなどの猛禽類も確認されている。これらの猛禽類は生態系の頂点に位置する生物である。</p> <p>猛禽類はカエルやネズミやヘビなどの小動物や昆虫類を捕食している。</p> <p>風力発電事業により、猛禽類がいなくなれば食物連鎖のバランスが崩れ、ネズミや もぐら、昆虫による農業被害が大きくなる懸念される。</p> <p>また、能登半島はマガンや白鳥など渡り鳥の飛来ルートにもなっており、渡り鳥への影響も懸念される。</p> <p>この風力発電事業が能登豊かな生態系のバランスを崩さないよう、細心の注意を払う必要がある。</p>	<p>現地調査において生息状況等を把握するように努めてまいります。また、その結果を踏まえ、専門家からご意見をいただきながら、予測及び評価を実施し、できる限り影響の低減を図ってまいります。</p> <p>なお、専門家としては、配慮書作成時点から長年地域の自然環境や猛禽類に接し、詳しい方にご意見を伺っております。</p>

	事前調査では、月に3～4日だけで結論を出してしまうのではなく、長年地域の自然環境や猛禽類に接し、詳しい方の意見をきちんと取り入れることが重要だと思います。
--	---

(意見書 66)

No.	意見の概要	事業者の見解
165	<p>【低周波音による健康被害について】</p> <p>風車から出る騒音のシミュレーションは、平地で1基で行っているようですが、谷間では反響して被害が大きくなるのが懸念され、複数の風車が建った場合には乱気流により予想できない音が発生する可能性があり、今回の事業に関して適切なシミュレーションとは言えない。</p> <p>貴社には、周辺住民の健康な生活を壊す権利はありません。慎重にあらゆる可能性を考えてシミュレーションを行うべきです。</p> <p>また、低周波音が健康被害の原因となっていることが示唆される報告が相次いでおり、低周波音をきちんと評価できる測定法を導入するべきです。</p> <p>A特性は聴覚の機能が低周波音を聞き難いという特性を表したものであり、低周波音を正しく評価することができません。F特性を用いるべきです。</p> <p>1/3オクターブバンドも、代表周波数の大きさだけを表し、ここからずれた周波数は正しく評価されないため、シミュレーションには適していません。シミュレーションには周波数成分を正確に捉える高速フーリエ変換分析(FFT法)を用いるべきです。</p> <p>これらの方法で、事業実施前・事業実施後の低周波も含めた騒音を正しく測定し、比較して評価できるようにしておくことが必要です。また、シミュレーションでの騒音の値と、これらの騒音評価のデータは周辺住民が比較できるように公開されなければなりません。</p> <p>事業後の騒音が健康被害の原因となっていると医師により診断された場合には、事業者は被害者への補償を行うべきです。</p>	<p>風車騒音の予測にあたっては、地形による回折等の影響も考慮した解析を行い、調査地点だけでなく、地域全体を対象として実施いたします。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、因果関係の証明時には協力するなど適切に対応いたします。</p> <p>低周波音の測定は、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成12年10月環境庁)及び「低周波音問題対応の手引書」(平成16年6月環境省)に準拠して実施することとし、G特性音圧レベル及び1/3オクターブバンド音圧レベル(中心周波数1Hz～200Hz)を測定いたします。</p> <p>調査結果や予測及び評価結果等については、今後の準備書に置いて公表・説明させていただきます。</p>

(意見書 67)

No.	意見の概要	事業者の見解
166	<p>【雷について】</p> <p>石川県は世界有数の雷の多い土地です。特に冬季の雷による風力発電所落雷事故が多く、全国でも最も件数が多い。冬季の雷は高構造物から始まる上向き放電が多く、欧州と比較し風車への落雷確率が高く、雷の頻度も欧州に比べて一桁程度大きいと思われる。</p> <p>実際に福井市の国見岳風力発電所では落雷による火災も発生しており、雷に対する十分な評価・対策が必要である。</p>	<p>直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ(受雷部)を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース(接地)へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止を図ります。</p>

(意見書 68)

No.	意見の概要	事業者の見解
167	<p>【他事業との複合効果の評価】</p> <p>仮に、この事業単独ではそこそこの被害しか出さないとしても、複数の風力発電事業が進むことで</p>	<p>河川水質への影響については、工事期間中の濁水発生抑制のために裸地が発生するところでは沈砂池を設置し、濁水を沈砂池に集めて濃度緩和した後林地に排水して、林地</p>

<p>被害が大きくなる可能性が考えられる。熊木川原流域には4つの事業が計画されており、熊木川は原流域から水を集め集合して七尾西湾に流れるので、下流域では全ての事業の影響が重なり、大きな被害が出るのが考えられる。低周波音による健康被害に関しても、谷の両側からサラウンドで低周波音に襲われるとどうなるのかについても評価するべきである。七尾西湾の漁業への影響については、熊木川原流域の4事業だけではなく、二宮川原流域の2事業も複合的に影響を与えらると思われる。このように、実際に複数の事業が同時に進んだときにどうなるのかについてのシミュレーションが必要である。</p>	<p>浸透させる計画です。また、沈砂池出口には必要な対策を施し、土砂流出を防ぐほか、沈砂池出口から沢や河川といった常時存在する水流までに十分な離隔を取ることで、周辺の河川に与える影響を回避または低減してまいります。騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。また、本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。なお、既設の風力発電設備の諸元や調査結果等の情報、環境影響評価手続き中の風力発電所における情報について入手することに努め、入手できた結果等が利用可能な場合には、累積的な影響について予測及び評価への活用を検討します。</p>
---	--

(意見書 69)

No.	意見の概要	事業者の見解
168	<p>方法書についての環境の保全の見地からの意見：風力発電機の建設にあたっては、予定地に至る場所には既存の道がないため、資材運搬用の林道の新設が不可欠となる。この場合に設新される林道の道幅は3m以上と思われるが、2.5m以上の道幅の林道は、のり面が高くなり崩壊のリスクが高まること、雨滴が直接地面にたたきつけるため、土砂の流出が増えることがわかっており、全国各地で山林の崩壊やそれに伴う河川の氾濫を引き起こしているという指摘が相次いでいる。能登地域は赤土など、地盤が弱く土砂が流出しやすいことも懸念され、このような場所の斜面を切り開くことは災害を引き起こす可能性が非常に高い。また、工事中、工事後の土砂流出により、河川及び流域の田畑、海にまで悪影響を引き起こす懸念がある。また、尾根筋の立ち木を伐採することで、地下の水脈が変わり、中腹の山林の木々が弱り、森林が本来持っている土壌保全や水源涵養の機能が損なわれることも懸念される(尾根筋に地下から水を吸い上げる力のある木を植えることで、周辺一帯の地下の水量を保つことで、中腹の木々の成長が促されるという知見がある)。このような環境変化で弱った木は台風や水害、雪害への耐性も低くなり、二次的に災害を拡大する恐れも十分に考慮されるべきである。世界農業遺産である能登の里山里海が、この建設により、大きなダメージを被ることは想像に難しくなく、また、一度失われてしまえば、復元することは不可能である。地域が力を入れている観光や移住促進にも悪影響がある。世界的にも貴重な環境を損なう可能性が非常に高い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂流出、斜面決壊、洪水の増大の懸念 ・流域の水環境の悪化、田畑・水産資源への悪影響 ・能登の里山里海文化、景観など地域資産を損なうリスク以上を鑑み、今回の建設には反対の意見を表明します。 	<p>本事業では基本的に既存道路を活用して開発を行う予定であり、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありませんが、道路工事も含め、土地の改変による影響を考慮し、土砂崩れ等が起こらない設計といたします。また、伐採による保水力低下への影響については、科学的な知見の入手に努め、風力発電所および道路の造成計画においては、監督省庁や自治体の指導を受けて樹木の伐採面積を最小限に抑える計画といたします。</p> <p>水質については、工事中の濁水の影響を調査するとともに、周辺住民の水利用についても聞き取り調査等を実施します。</p> <p>なお、一時的にできた裸地には緑化等による法面の保護を行うことによって土砂流出を防ぐ計画です。地盤崩壊や水害といった防災に係る影響については、別途実施する林地開発許可制度の中で、関係部署と協議を行ってまいります。地下水については、風車の基礎設置場所において事前に詳細な地質調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。また、能登の里山里海の景観に配慮した計画となるよう、景観への影響を回避又は低減いたします。</p>

(意見書 70)

No.	意見の概要	事業者の見解
169	風力発電がなぜ必要なのでしょう。生きている山を壊し、山の営みの先につながる暮らしを変えることがなぜ行われようとしているのか、資料を読んでもこの事業に理解ができません。木を切らないで下さい。木の根を傷めないでください。そこから海の底までつながる命があります。ノスタルジーではない。この事業に反対です。	風力発電は、政府が取りまとめた「エネルギー基本計画」(平成 30 年)において、再生可能エネルギーは低炭素で国内自給が可能なエネルギー源と位置付けられており、地球温暖化やエネルギー自給率の向上といった面からも導入が推進されているものです。土地の改変を踏まえた濁水の影響を調査するとともに、樹木の伐採面積は最小限に抑える計画とするなど、必要に応じて環境保全措置を講じますが、重大な影響が回避できないといったことが判明した場合には、事業計画を見直しいたします。

(意見書 71)

No.	意見の概要	事業者の見解
170	① 再生エネは賛成だが低周波で寝られないという事が絶対に無いようずうーと離してください。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」(平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会)等を参考として、適切に対応いたします。なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から 1km 以上の離隔を確保する計画としています。
171	② ふるさとの風は使ってもらっても良いが、けしき、風景まであげる訳にはゆきません。したがってけしき、風景貸り代を払って頂きたいです。	眺望点を設定し、風車が設置された際、景観にどのような変化があるか調査いたします。
172	③ 雇用も現地調達でやって下さい	可能なかぎり、現地での調達ができるよう検討いたします。

(意見書 72)

No.	意見の概要	事業者の見解
173	調査に対して時間をかけていない正しい調査とはいえない。 ①まいぞう文化財に対する考えや、その土地の有識者等に対してもっとつめるべき	文化財については位置と種別を確認し整理しており、文化財に影響のないような事業計画といたします。
174	②文献その他の記録にたよらずもっと調査すべき	方法書までの手続きでは、既存文献やヒアリング等を基に地域特性等を整理・把握する段階となっております。今後、準備書の手続きの段階で、現地における調査を行うことにより詳細を把握してまいります。また、必要に応じて専門家等へのヒアリングを行い、情報の補完に努めてまいります。
175	③鳥類、特にタカ類に対し時間の取り方(調査)時間の設定が短すぎる。	猛禽類を効率よく確認及び観察ができる時間帯として、一日 8 時間の調査時間を設定しており、方法書における専門家ヒアリングにおいて「全体的な調査方法、時期、回数について概ね妥当と考える」とのご意見を頂いております。なお、繁殖状況によっては、早朝から開始するなど、適宜柔軟に対応してまいります。

(意見書 73)

No.	意見の概要	事業者の見解
176	2/28 日 当地区に説明会の説明する回覧板が	2/28 に住民説明会を計画しているのはジャパン・リニュー

<p>当日過ぎ翌日に回って来た。関係者に問い合わせとそもそも御社から回覧用紙配布の日定が甘かったことが理解できる。</p> <p>区長に連絡して分かったことは後日関係者召集し再度説明会ある様に聞きましたが事実であると信じその時の来るのを待ちます。</p>	<p>アブル・エナジー株式会社の「(仮称) 虫ヶ峰風力発電事業環境影響評価方法書」のようです。なお、現時点で区長と後日の再度説明会について調整した事実もありません。</p> <p>私ども AR 風力発電 (旧アカシア・リニューアブルズ) が計画しております (仮称) 七尾志賀風力発電事業の環境影響評価方法書にかかる住民説明会は余裕をもってご案内させて頂いたものと承知しております。</p> <p>以下が、住民説明会の実施実績です。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2021年2月14日 日曜日1030：七尾市中島文化センター - 2021年2月14日 日曜日1030：七尾市中島地区コミュニティセンター鉦打分館 - 2021年2月21日 日曜日1430：志賀町富来活性化センター - 2021年2月23日 火曜日1000：穴水町河内集会所 <p>弊社事業において、ご要望がありましたら随時説明をいたします。</p>
---	---

(意見書 74)

No.	意見の概要	事業者の見解
177	<p>コウモリ類について</p> <p>欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており (バット&バードストライク)、その影響評価等において重点化されている。</p> <p>国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。</p> <p>このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。</p> <p>なお、本意見は要約しないこと。</p> <p>1. 方法書の段階において丁寧なコウモリ類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>頂いたご意見については、要約せずに全文を公開いたします。</p> <p>引き続き、専門家にヒアリングしながら、適切な調査、予測及び評価に努めてまいります。</p>
178	<p>2. 具体的にどのような手法で調査をするのか記載する必要があるため、「夜間踏査調査」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載すること。</p>	<p>準備書以降、「夜間踏査調査」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載いたします。</p>
179	<p>3. 音声データはすべて録音保管すること。</p>	<p>音声データはすべて録音保管いたします。</p>
180	<p>4. 具体的にどのような手法で調査をするのか記載する必要があるため、「バットディテクターによる確認 (高度別飛翔状況の記録)」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載すること。</p>	<p>準備書以降、「バットディテクターによる確認 (高度別飛翔状況の記録)」において使用するバットディテクターの機種と方式を記載いたします。</p>
181	<p>5. 「音声モニタリング調査」において風況観測塔に設置する2か所のマイクのそれぞれの向きをその理由も合わせて記載する必要がある。</p>	<p>設置にあたっては、樹木の伐り開かれた方向や、その先に存在する池や河川、尾根と谷との向きを考慮しながら、設置するようにしています。準備書においては、その理由についても記載いたします。</p>
182	<p>6. コウモリ類の捕獲調査地点がわずか4地点では事業者見解で示した「適切な環境保全措置を講じることにより、可能な限り鳥類等への影響の回避又は低減を図るよう努める」ことはできない。少なくとも植生等を加味したモグラ・ネズミ類の捕獲地点と同数の8地点は必要である。ただしこのことは最終的な結果であっても構わないだろう。調査地点は季節により柔軟に設定するべきである。</p>	<p>ご意見・ご提案等ありがとうございます。コウモリ類の調査地点は季節により柔軟に設定する等適宜検討させていただきます。</p>

183	10. 今後も環境影響評価に精通したコウモリ類の専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	今後も環境影響評価に精通したコウモリ類の専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査についても十分な経験と知識を持った法人による適切な調査、予測評価、保全措置を行ってまいります。
-----	--	--

(意見書 75)

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
184	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者 (AR 風力発電株式会社) 及び委託先 (日本気象協会) の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしいでいただきたい。</p>	意見の内容については、削除や要約、順番を並び替えるといったことはせず、頂戴した内容のまま掲載いたします。
185	<p>■2. コウモリ類の保全措置について</p> <p>『新たな知見 (2020 年に出版された文献)』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速 (風力発電機が発電を開始する風速) の値を上げることと風車を風と平行にすること (フェザリング) が記載されている (※)。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。</p> <p>※「コウモリ学 適応と進化」p229 (2020 年 8 月、船越公威)</p>	今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」も加味した適切な環境保全措置を検討いたします。
186	<p>■3. 本事業で採用する予定の風力発電機はカットイン風速 (発電を開始する風速) 未満であってもブレードが回転するのか? 仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。</p> <p>(理由: コウモリ類の保全上必要な諸元のため)</p>	現時点では採用機種は未定です。準備書作成時の機種の選定状況により、予測手法を検討いたします。
187	<p>■4. 回避措置 (ライトアップの不使用) について</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。この事実を踏まえ、事業者らが追加的保全措置を検討しない根拠を述べて頂きたい。</p> <p>※45 個体 (4 種、1~32 個体)、2015, 07 までに調べた 6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017)</p> <p>※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ 2 種の死骸について」(重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018) 静岡県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」(平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド) 青森県</p>	<p>情報ありがとうございます。</p> <p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称)上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書(第 2 回)」(令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社) 秋田県</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体「姫神ウインドパーク事業事後調査報告書」(令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社) 岩手県</p>	
188	<p>■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>本事業においても現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、「稼働制限」等適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
189	<p>■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>情報ありがとうございます。</p> <p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、「カットイン風速の値を上げること及びフェザリングすること」等適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
190	<p>■7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。</p> <p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p>	<p>ご意見・ご提案等ありがとうございます。</p> <p>今後音声モニタリング調査を実施し、得られた結果、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、「フェザーモード」等適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	
191	<p>■8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び意見書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	<p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、保全措置（低減措置）開始日等適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
192	<p>■9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	<p>「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月）によれば、事後調査を行わなければならない場合の考え方として、以下のとおり「予測の不確実性」について記載されています。</p> <p>1) 事後調査を行わなければならない場合の考え方</p> <p>事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号～第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。</p> <p>第1号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。</p> <p>第2号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。</p> <p>第3号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにするを想定している。</p> <p>第4号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。</p>
193	<p>■10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p>	<p>今後実施する現地調査結果、海外の環境保全措置の事例、最新の国内の研究成果、専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	
194	<p>■11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、「不適切」2</p> <p>国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。<u>定性的予測であれば、国内外への風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</u></p> <p><u>よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」ではないのか。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。</u></p>	<p>音声モニタリング調査を含めたコウモリ類調査の実施及び調査結果解析を行い、可能な限り定量的に影響を予測いたします。その上で、コウモリ類への影響を回避・低減できるような環境保全措置を検討いたします。</p>
195	<p>■12. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテンゴコウモリ死んでいる※。事業者は『風力発電機は樹林から 200m 以上話して設置して欲しい』という住民等からの具体的要望を無視し、コピペ回答により論点をすりかえた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿勢は「適切と言えない」。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>現地調査結果等を踏まえ、コウモリ類やその他項目における環境影響を総合的に考え、風力発電機等の配置計画等を検討いたします。</p>
196	<p>■13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>適切な保全措置を先延ばしにせず、現地調査結果を基にした予測結果に応じて、保全措置を検討することが必要と考えております。また、海外の環境保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>
197	<p>■14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のた</p>	<p>現地調査結果を基にした予測結果に応じて、保全措置を検討することが必要と考えております。また、海外の環境保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

	<p>めの手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風力発電事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	
198	<p>■15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」 https://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtm1) 等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「<u>定量的</u>」に行うこと。</p>	<p>情報ありがとうございます。 音声モニタリング調査を実施し、調査結果の解析を行い、可能な限り定量的に影響を予測いたします。</p>
199	<p>■16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動録音バットディテクターは、ナセル高で長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版” Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>情報ありがとうございます。 方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、コウモリ類の専門家の意見を踏まえたものとしています。これらについては、今後、石川県や経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされますが、ご指摘いただきました内容についても参考にさせていただきます。</p>
200	<p>■17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 バットディテクターの感度範囲 バットディテクターの設置高 バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 バットディテクターの録音設定の詳細 解析及び予測方法の詳細 	<p>準備書以降、バットディテクターの感度範囲等のほか調査、解析及び予測手法についての詳細を記載いたします。</p>
201	<p>■18. 「バットストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること1 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なア</p>	<p>方法書に記載した調査、予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。</p> <p>以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。</p> <p>※発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影</p>

	<p>ドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</p>	<p>響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）</p>
202	<p>■19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できないコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213, NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家からのヒアリングを踏まえて検討いたします。</p>
203	<p>■20. コウモリ類の死骸探索調査についてコウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、</p> <p>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</p> <p>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</p> <p>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</p> <p>※平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213, NEDO, 2018.</p>	<p>事後調査の頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家からのヒアリングを踏まえて検討いたします。</p>
204	<p>■21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること</p> <p>コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から、日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>(意見の理由) 以下のガイドラインに記載がある。</p> <p>※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版” Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>事後調査の手法や頻度については、現地調査結果、最新の知見及び専門家からのヒアリングを踏まえて検討いたしません。</p>
205	<p>■22. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則</p>	<p>「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月)によれば、事後調査の考え方は以下のとおり記載されています。事後調査は国の審査を受け、該当するものについては事後調査を実施してその結果を報告する必要があるものと真摯に受け止めております。</p> <p>(3) 事後調査の考え方</p>

<p>もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>		<p>事後調査については、発電所アセス省令第31条第1項第1号～第4号に該当する場合には、事後調査を実施することとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合
---	--	---

(意見書 76)

No.	意見の概要	事業者の見解
206	<p>大好きな能登。七尾市に毎年2～3回、伺います。自然豊かで、絶滅危惧種の鳥や生き物、植物も多く、うらやましい土地です。子供達は普段は見られないイモリ等を触っては喜んでいました。霊水も美味しく、魚貝類も驚くほどの美味しさです。しかし、風力発電の風車がまわったら、自然の形も崩れますし、豪雨などがあつた場合、土砂崩れの原因になったりしないのでしょうか。水はきれいなままですか？ 動植物の生態や田畑への影響はゼロですか？ なぜ美しい土地をわざわざ壊そうとするのか、理解に苦しみます。私達が欲しくても手に入らないものを持っているのです。一度壊したら、元には戻りません。どうか今の環境を維持して下さい。強く望みます。ミゾゴイもいますよね。</p>	<p>多様な自然環境を有す旨、理解しております。事業の計画・実施にあたっては、調査の実施及び調査結果解析、予測評価を行った上で環境保全措置等を検討し、事業の影響は最小限に留め、可能な限り自然環境を維持できるよう努めます。</p>

(意見書 77)

No.	意見の概要	事業者の見解
207	<p>のとの自然を守ってください。</p>	<p>事業の計画・実施に当たっては、調査の実施及び調査結果の解析、予測評価を行った上で環境保全措置等を検討し、可能な限り自然環境を維持できるよう努めます。</p>

(意見書 78)

No.	意見の概要	事業者の見解
208	<p>能登には年に2～3回行くんですけど、住んでいる所に自然が少ないというのもあって、能登に行くと自然に触れられ、とても良い所だと思います。そんな自然の中に風車を並べるのは反対です。風車を建てるのは別にいいと思うんですけど、別の場所があると思います。絶滅危惧種や川の水、あらゆる自然が美しい土地が減りつつある日本ですが、そういう場所は形を変えず取っておきたいです。ぜひ検討してください。</p>	<p>事業の計画・実施に当たっては、調査の実施及び調査結果の解析、予測評価を行った上で環境保全措置等を検討し、可能な限り自然環境を維持できるよう努めます。</p>

(意見書 79)

No.	意見の概要	事業者の見解
209	<p>1 既に風力発電が建設されている個所の皆様のご意見を伺うと「夜中に騒音がして眠れない」「日中外で作業していても風車の回る音がうるさくて我慢できない、仕事にならない」といった意</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。また、低騒音型の機種を選択するなどの対応をあわせて検討致します。</p>

	見を聞きました。普段は夜となると全く音の少ないと地区に住んでいるだけに騒音がまず心配です。	本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。
210	2 山の尾根に沿って、風をよく受ける個所に風車を設置することになると思いますが、当地区においては、尾根が広く建設場所にふさわしい個所はないように思います。大規模な造成をして、平地に成らすことが必要かと思えます。最近はこのまでの予測を超えた雨量が短期間に集中豪雨となって降る現象が毎年日本各地で見られます。山の広範囲にわたって土砂崩れや土石流が予測されます。ふもとには水田が広がりまた、富来川の上流でもありますので、大規模災害につながるものが心配です。環境の大きな変化をもたらす開発には大きな疑問があり、容認できるものではありません。	風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁の自治体指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮した計画といたします。

(意見書 80)

No.	意見の概要	事業者の見解
211	風力発電は CO2 の排出削減と言われてきましたが、調査では CO2 の削減がほとんどなく原子力や火力を減らすことができないとわかってきました。そんな風力を建てるために、たくさんの山や木たちを切りたおし自然を壊すことは、逆に環境破壊になってしまいます。土砂災害の危険が増えてしまいます。そしてすでに風車の低周波騒音により睡眠障害、頭痛、めまいなどの人体にも影響が出ていますが、今後このような事態がおきた時は、補償をしていただけますか。どうか風力の計画を見直し中止をお願いします。	風力発電によって従来型電源で消費される燃料を削減することができ、その結果、CO2 排出量の削減につながります。騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。また、木の伐採は最小限にとどめ、土地改変に伴う土砂災害が起きないように計画いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。

(意見書 81)

No.	意見の概要	事業者の見解
212	以下の 3 つのことがとても不安です。 1: 藤瀬霊水公園の水について 公園として整備される前から水を利用しています。風車が経つことにより、水量・質の低下が心配です。	事業実施区域の減少に伴い、藤瀬霊水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の事業実施計画地に含まれておりません。なお、湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。
213	2: 健康被害 風車の近くの方々の話では、低周波の影響で頭痛やめまいなどがあるようです。1km くらい離れていれば安心とか言われていますが、これは人により違い、外国の資料においても、風車と一番近い住宅までの距離は充分に取る必要があります。狭い日本では難しいのではないのでしょうか。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。 なお、本計画では風力発電機の設置位置は住居から 1km 以上の離隔を確保する計画としています。

214	<p>3:牡蠣</p> <p>『森は海の恋人』を読んだことがあります。森や里山の栄養分が川を下り、海に流れでます。その豊かな森・里山に大規模な工事とともに地下深く基礎をうつことに危惧します。</p>	<p>樹木の伐採や土地の改変は最小限の面積に抑えけるとともに、自然環境等への影響は今後の調査にて明らかにしてまいります。工事は、主に風車設置場所、管理用道路の整備であり。また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、牡蠣の養殖場付近に影響するような広範囲の開発はしない計画であります。</p>
-----	---	---

(意見書 82)

No.	意見の概要	事業者の見解
215	<p>このたびの計画の実施区域や境界には「自然栽培」に取り組みされている農家の方々がいらっしゃいます。</p> <p>自然栽培は肥料（亜酸化窒素は二酸化炭素の 300 倍の温室効果を持つ）を使用しなは農法で、その方々の取り組みや存在は自然栽培を目指す人々に影響を与え、脱炭素社会へ向けても貢献されています。</p> <p>もし実施区域の風力発電事業により、実施区域や境界の水脈や風の通り道、野生動物の行動など生態系に変化が起きた場合、この地域の自然栽培の環境に悪影響が出るだけでなく、この地域をモデルに自然栽培に取り組みされている方々などに影響を与えると考えられます。</p> <p>また実施区域は「藤瀬の霊水」に代表されるように、豊富な湧水で有名な、水脈が張り巡らされた地域であり、風力発電事業による水脈の断絶が、河川の氾濫の引き金となったり、牡蠣の養殖にも影響を与えることが懸念されています。</p> <p>以上「実施区域や境界の自然栽培に悪影響を与えることがないか」「水脈の断絶により河川や牡蠣の養殖に悪影響を与えることがないか」も調査対象に加えてください。</p> <p>また影響がある場合「実施区域の変更や基数の削減」もご検討ください。</p>	<p>生活環境、動植物、生態系について、適切な調査、予測及び評価を実施の上、必要な環境保全措置を検討し、実施することによって影響の低減に努めてまいります。</p> <p>対象事業実施区域が、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する世界農業遺産「石川県能登地域」に含まれ、また、能登半島では、生態系に影響を与えない自然栽培に取り組みされている旨、把握しております。イノシシ等が山から耕作地へ移動し害をなす例は国内で多く報告されている一方、事業開発との関連は報告されておられません。本事業が生態系へ及ぼす影響につきましては、動物および植物の現地調査の結果を基に、科学的に予測・評価を行って参ります。</p> <p>対象事業実施区域の減少に伴い、藤瀬霊水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の事業実施計画地に含まれておりません。なお、湧水は、粘土質など水を通しにくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を通る地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。また、工事は、主に風車設置場所、管理用道路の整備であり。また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、山地の土砂が多量に河川や海に流出し、牡蠣の養殖場付近に影響するような広範囲の開発はしない計画であります。</p> <p>事業により重大な影響が回避・緩和できない場合は、事業区域の変更や風車基数の減少なども検討いたします。</p>

(意見書 83)

No.	意見の概要	事業者の見解
216	<p>能登の里山里海は、私たち大人だけでなく子どもたちの大切な財産です。その財産が今壊れてしまうかもしれません。それが、計画されているこの事業です。まず、巨大な風車を建てる為に山すすから尾根を大きく破壊することになります。それによって、山の保水力は低下し、土砂流や洪水も考えられ、それらは、その地で暮らしている住人の生活をおびやかす恐れが多いにあります。さらに、風車から出る低周波の騒音。これによって頭痛、睡眠障害、子どもの学習能力の低下といった健康被害は、他の市町村で既に多数報告されています。環境に優しいエネルギーを作り出すために、今ある環境が破壊されても良いとは思えません。環境には優しいが人には優しくない、そんなことがあって良いはずはありません。自然は一度破壊してしまうともう二度と戻ることにはないのです。</p>	<p>工事や風車の設置による樹木の伐採や土地の改変は最低限にするとともに、土砂災害等が起きないように計画といたしますが、石流や洪水等の対応は「災害対応」であるため、環境影響評価とは別の手続きである「森林法に基づく開発許可」の手続きの中で、別途協議・検討させていただきます。</p> <p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p> <p>事業により重大な影響が回避・緩和できない場合は、事業区</p>

そこに暮らす生き物、そこに暮らす人々、すべてが壊れてしまうのです。どうか、どうかこの事業計画を止めて下さい。	域の変更や風車基数の減少なども検討いたします。
--	-------------------------

(意見書 84)

No.	意見の概要	事業者の見解
217	七尾のお話と言えども、石川県民として、土地を掘り起こし、木々を伐採し、同じ県民の水源、ヘタすると県の観光資源でもある温泉の源泉や、当然景観にも影響を及ぼすであろうと危惧しています。	また、土地の改変や樹木の伐採は最小限に抑える計画といたします。また、近隣の方の水利用については聞き取りも含めた調査を行います。
218	また、近隣の方の風車の振動による健康被害も心配です。世の中の人々が誰かの不健康の上に電気を安穏と受け取るようなものが建設されるというのは、県民・国民として非人道的な行為だと思います。自分自身そこにあぐらをかくような生活をしたいありません。本当に七尾に住まう、石川県に住まう私たちを、これに何も感じない近所に風車が何10基も建てて何も何じない愚かな輩だと思われているのか？県民して憤りを感じます。これが2~3基とかならまだ理解できますがね。小型の各家庭設置のものでも開発なさるといいですよ。	騒音、振動については今後の調査で影響を予測し、重大な影響が回避・低減できるよう事業を検討してまいります。

(意見書 85)

No.	意見の概要	事業者の見解
219	・水源の影響が心配です。	水道水源のおよび地域の皆様が生活利用している水源位置を調査し、水源に影響が及ばないように発電所および道路の造成計画を検討いたします。また、水源の状況を、工事前、工事中、工事後に調査し工事の影響の有無を調査いたします。
220	・落雷が多い地域に巨大な風車を何ヶも建てたら雷を呼び込むことになるのでは！？	直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ（受雷部）を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース（接地）へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止を図ります。 なお、風力発電機は高度があるので落雷しやすくなりますが、雷をその場所へ誘導することはありません。

(意見書 86)

No.	意見の概要	事業者の見解
221	・風力発電の建設に関して低周波や騒音による健康被害が心配です。他地域でも、風力発電が原因と思われる、眠れない、頭痛、耳鳴りめまいなど被害が起こっています。能登は高齢化が進む地域ですが、高齢者は元々不眠や耳鳴り、めまいなどに悩む方も多く、風力発電の稼働はそれらをさらに悪化させ、QOLが低下するリスクが大きいです。それらの健康被害による認知機能の低下、寿命の短縮もあり得ることです。建設予定地周辺に住む人々の健康な暮らしを守るため、風力発電の建設に反対します。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。
222	・自然環境破壊という点からも反対します。建設のために地面を大きく掘り、山を削ることで、水害のリスクが高まります。昨今の各地で起きている集中豪雨もどこでも起こりうることで、大きな	風力発電所建設に係る改変は尾根上のごく一部に限られ、必要以上に森林伐採は行いません。 事業実施区域の減少に伴い、藤瀬霊水公園を含む中島町藤瀬、谷内は、環境影響評価方法書以降の事業実施計画地に含

	<p>災害につながるリスクが高まります。安全に安心して暮らしていくために、風力発電を建設することに反対します。建ててからでは、人の手で自然環境をもとに戻すことはできません。藤瀬には遠方からも汲みに来られるような美味しい湧き水があり、風力発電の建設によって、その水質や水量が変化することやその水を使用した農業への影響が心配です。水の美味しさだけではなく、湧き水のある美しい自然環境は貴重です。本当に心洗われる場所です。そのような美しい場所は、その地域にとってだけでなく、石川県にとっても、日本にとっても、地球にとっても大切ではないですか？</p> <p>風力発電という人の作ったもので、その美しい環境が悪い方へ変わると考えると胸が痛みます。世界農業遺産であり、里山里海を大切にしている能登に、風力発電はそぐわないです。</p>	<p>まれておりません。</p> <p>湧水は、粘土質など水を通にくい地層の上に存在する比較的地表に近い部分を流れる地下水ですが、地下水脈に当たる場所には風車を設置できないため、風車の基礎設置場所において事前に調査を実施し、地下水脈に影響を与えないような事業計画を策定いたします。</p>
223	<p>・雷によるリスクも心配です。石川県に多い冬の雷はエネルギーが強く、落雷による故障のリスクのほか、新たに建設されることで、さらなる落雷を呼び、環境被害や通信障害の恐れもあります。他地域でも落雷による焼損や羽の落下の事故もおこっています。そのようなリスクをおかしてまで建設するメリットは、何ですか？</p>	<p>直撃雷から風力発電設備を保護する方法として、ブレード船体にレセプタ（受雷部）を設置し、風力発電機本体への落雷を受け止め、引き下げ導体を介して、アース（接地）へと雷サージを逃がす対策等を講じ、雷災害の防止対策を講じ、安全に発電できる風力発電所を計画してまいります。</p>
224	<p>・能登にはほかの電力会社による複数の風力発電建設計画があり、現在稼働中の風力発電があります。それらの累積による環境や健康への影響は、想定しきれないのではないのでしょうか？</p> <p>計画をされている方々のそれぞれのお住まいや故郷の住居の同様な距離の場所に、同様な大きさと数の風力発電が設置されると想像してみてください。賛成できるのでしょうか？</p> <p>以上のことから、建設の中止を求めます。</p>	<p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。</p> <p>既設の風力発電設備の諸元や調査結果等の情報、環境影響評価手続き中の風力発電所における情報について入手することに努め、入手できた結果等が利用可能な場合には、累積的な影響について予測及び評価への活用を検討します。</p> <p>本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。</p>

(意見書 87)

No.	意見の概要	事業者の見解
225	<p>能登巨大風力発電に反対。</p> <p>風力発電事業は、風力エネルギーを得る事ではなく、風車建設で儲ける事に本質がありますので、地域住民の健康被害、安生する権利、自然破壊を代償とします。</p> <p>一部の事業者、権力者、金を握らされた住民の利益は吹けば飛ぶ程小さいです。能登に150基以上風車建設してしまえば、住民、自然環境は代償を計り知れない大きさと未来永劫、払い続けていかなければなりません。事業者様につきましては、その技術力、財力を、環境に配慮した、人を傷めない、新しいクリーンエネルギー開発に注いで頂き、風車を立てるのではなく、木を植える様な、地域に貢献する事業なら能登は歓迎します。</p> <p>現段階では、能登巨大風力発電事業に反対します。この計画が今のまま進行する様でしたら抗議を続けます。</p>	<p>能登半島に風力発電事業が集中しており、事業計画地が重複、近接して計画されていることは承知しております。</p> <p>風力発電機を同地点に、また、近接して建設することは、再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく事業認定および電気事業法に基づく工事計画届において、認められるものではないことから、現在計画が発表されておりますすべての風力発電施設が計画通りに建設されることはないと考えます。</p> <p>今後、事業計画地が近接した他事業者と積極的に情報共有を行うことにより他事業計画を把握することに努め、広い視野をもって地域の環境への影響を回避または軽減できる事業となるよう進めてまいります。調査の結果、重大な影響が回避・低減できないと分かった場合には、事業計画の見直しを行います。</p>

(意見書 88)

No.	意見の概要	事業者の見解
226	<p>能登は父のふるさとのあるところ。 私は幼い頃からそこに行くのが楽しみでした。 自然豊かなそして食材も豊富な能登。 その自然をこわしてまで風車を作ることを私は反対します。これ以上、自然の生態系を崩すことを人はしていけないと思います。豊かな森から流れる水が海でたくさんの恵みを人に与えてくれるのです。この風車が作る電気エネルギーは誰が使うためのものですか？地元の人達が使われるものですか？作り続ける時代はもうおしまいにしたいです。大切な子どもや孫達のために、今ある資源を大切に使う。 風車を子ども達に残していくのか？大切な資源である自然を子ども達に残していくのか？まずそこをもう一度、考えなおしていただきたく思い一筆かかせていただきました。</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。事業計画にご理解いただけますよう説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただきます。また、発電した電力は北陸電力送配電様に全量を買っていただく計画です。</p>

(意見書 89)

No.	意見の概要	事業者の見解
227	<p>地権者のお宅へのアプローチは個別にかなり早い段階でされているようですが、詳しい工事の内容や予想される影響のこともすべて説明しているのでしょうか？環境影響評価方法書の不十分な点、不適切な点を挙げる以前の問題で、住民とその親族も含め、本事業で実際に行う工事の工程や具体的な位置等、過去の画像や合成でイメージしやすいよう説明し、理解を得てください。(住民全員に理解してもらってください。)142~180mもの風車が12基(隣接の計画を合わせると59基)も住居の近くに建つ必然性が住民にはひとつもありません。住環境が変化することは人間にとって大きなストレスであり、一度変えてしまった自然環境は人間には直せません。また、人が住まなくなった家、集落の復興はひと世代でできることはありません。住環境の変化で住めなくなる人が1人でも出た場合、その人の人生への責任を貴社が事後に取る方法はないです。お金ではなく、住民の人生を変えたあとに責任など取れないことをよく考えて下さい。事業をストップして、老人や学のない人にもわかる説明の構築からやり直していただきますよう、切にお願い申し上げます。</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様へは、環境影響評価の手続きに伴う説明会とは別に事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただきます。今後も事業計画を説明させていただく機会を持たせていただく際には、わかりやすい説明となるよう工夫を凝らしてまいります。</p>

(意見書 90)

No.	意見の概要	事業者の見解
228	<ul style="list-style-type: none">・風力発電の工事により、木を伐採すると思うのですが、動物の生態系が変わってしまうのではないのでしょうか？木が少なくなることにより、イノシシや熊などが山から降りてきてしまい、農業被害につながる可能性もあると思います。・自然の今の景観が変わって欲しくありません。里山の豊かな自然は、一度でも手を入れてしまうと元に戻すことは難しいのではないかと考えています。風車が沢山建っている不自然な景色にはあまり良いとは思えません。・低周波による健康被害が心配です。自分では認	<p>事業の計画に当たっては、森林伐採面積を最小限にする等、可能な限り自然環境を維持できるよう検討いたします。また、哺乳類調査において現地のイノシシ等の生息状況の把握にも努めてまいります。なお、既存の風力発電事業において、風車が影響して、イノシシやクマの被害が出ている事例はございません。</p> <p>里山の豊かな自然への影響を可能な限り、低減した計画となるよう配慮し、住民の皆様にご理解いただけるよう努めます。</p> <p>騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測</p>

<p>識できない音を聞き続けることにより体調不良になると聞きます。病気にはならなくてもめまいや頭痛、吐き気が日常にあると生きる事自体辛くなるのではないのでしょうか？もし、ご自分の自宅近くに風車があっても住み続けれますか？御家族がそういう環境のところで住むと聞いたら心配になりませんか？不安なまま計画が進められる住民の方達のお話を聞くとともに住民の方の理解を得られる説明が必要だと思っています。住民の方に分かりやすく歩み寄ったご説明があればいいと思います。</p>	<p>及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成 28 年 11 月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。調査結果や予測及び評価結果等については、今後の準備書に置いて公表・説明させていただきます。</p>
---	--

(意見書 91)

No.	意見の概要	事業者の見解
229	<p>地元の住民の理解が得られないのに強引に進んでいく計画というのは、一体、誰の為の、何の為の事業ですか？今ある発電施設や場所に問題がある為ですか？誰にでも“電気”は必要ですが、住民の方が、「それなら、自分達のくらしの為にも仕方ないだろう」と思ってもらえる説明にならないのであれば、遠くの誰かの金儲け事業なのだろうとしか思えません。様々な不安要素を払拭できる説明をして下さい。又、人間に健康被害があるなら、野生の生き物への影響はなおさらです。里山、里海を大切に暮らす事は、全ての動植物を守るという事とイコールです。一度壊してしまったら元には戻せません。しっかりと現場の事に、未来に、目も心も向けてほしいと思います。</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。</p>

(意見書 92)

No.	意見の概要	事業者の見解
230	<p>たった 20 年のための風力発電としたら、全く負の電源に他なりません。それに費やす、労力、資材、時間、自然破壊を考えると、意味がないだけでなく、エネルギー的にマイナスです。 私たち自身も日々の生活の中で省エネルギーを考え、実行すべきだと思います。 原子力ではなく、風力ではなく、では何か難しい問題ですが、ゆっくりでも確実な方法に取り組むべきです。</p>	<p>固定価格買取制度の事業期間は 20 年ですが、保守管理、機材の更新を行うことで、さらに長期間利用できる電源となるものと考えております。</p>

(意見書 93)

No.	意見の概要	事業者の見解
231	<p>地元住民の方たちが、風力発電をすることによるメリット、デメリットを、よく理解できるように、しっかりとした説明会を事前にして頂きたいです。</p>	<p>風力発電機の配置計画地に近接する地域住民の皆様への事業計画の説明会を、数次にわたって開催させていただいております。説明会において頂きましたご意見、ご懸念等については、都度、回答させていただいております。</p>

(意見書 94)

No.	意見の概要	事業者の見解
232	<p>1 山の尾根に風力発電の取り付け道路を造成することになるとは思いますが、近年予測をはるかに超える大雨が降っています。当地区の山から出る沢水は全て富来川にそそぐこととなります。この富来川の水は、全てとって良いほど稗造地区の水</p>	<p>風力発電所および道路の造成計画においては、土砂災害等に係る情報等を精査し、監督省庁や自治体の指導を受けて、土砂災害の防止に十分配慮して林地開発許可申請を行います。</p>

	田用水としてつかわれてきています。これが大雨により山崩れと土砂崩れを起こし、地区の大小河川を埋めることになったり、土砂が水田に入り大きな災害となることは予測されます。60年ほど前に、当地区でも大災害を経験していますので、急斜面に道路をつけることにより、土砂崩れの心配が絶えません。	
233	2 騒音被害について 町内での風力発電が立地している地区も含めて、騒音公害についてよく聞きます。騒音と低周波については個人差もありますが、影響ないと説明を受けても、これは実際経験してみないとわからない面もあります。また、これまでは夏のセミと秋の虫の鳴く声くらいで、それも深夜には無音です。当地区ではそのような環境で60年以上生活してきた方ばかりですので、夜の騒音と日中野良作業中の騒音が心配です。また、騒音で外仕事がいやになるという話も聞いています。立地地点のおかれた自然環境の違いもありますが、声まで同様に穏やかな静穏の日々を送れるのか大変心配です。	騒音・低周波音に関する影響については、今後調査、予測及び評価を行い、定量的に影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を実施いたします。 本施設の稼働中において騒音や低周波音等に関する苦情が発生した場合には、まず現状を把握するとともに、有識者の助言や、低周波音を含む騒音について記載された「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（平成28年11月 風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会）等を参考として、適切に対応いたします。 調査結果や予測及び評価結果等については、今後の準備書に置いて公表・説明させていただきます。
234	3 風力発電の支柱などはどの程度の面積を有し、どのような工法で建設されるのでしょうか。また、コンクリートで必要な面積は固めることになると思いますが、生コン町内企業からの調達でしょうか。町内企業からの調達となると、取り付け道路もそれなりの強度が必要でしょうし、また周囲に与える影響も大きいと思いますが、いかがでしょうか。	使用を想定している風力発電機の支柱は、直径4m程度となります。また、コンクリート基礎は、直径18m程度の八角形、厚さ2m程度のフーチング部と高さ2m程度のペDESTAL部から構成されます。 生コンクリートは、地域の工場から調達することを予定しております。
235	4 当地区も含めて、能登半島一帯は世界農業遺産に選定されています。富来川上流、和田、今田地区ではアユの「そだ漁」という伝統漁法も残っています。この漁も河川の汚染は致命的な打撃となります。また、鮭の遡上もみられる富来川です。1の項でも指摘していますが、近年の大雨はこれまで経験したことのない雨量となっており、「想定外」の雨量という言葉は許されないのが現状です。総合的に判断すれば、事業所にとって利益でも、地区にとっては大きな損益となることは明白です。	本事業では基本的に風車及びその周囲、管理用道路の点と線による整備であり、また、極力既存の道路を利用した計画を考えており、大規模に山を切り開いて新設道路を付ける計画はありませんので、風車建設によって山から土砂が大量に流出する可能性はないと考えております。さらに、風車整備の際には、沈砂池等の対策を講じることで、周辺の河川等への影響も出さないよう検討いたします。

(意見書 95)

No.	意見の概要	事業者の見解
236	「七尾志賀風力発電」事業に係る方法書に対する意見及び要望書 日頃より、本県の鳥類保護についてご理解とご協力を賜り御礼申し上げます。 さて、今般計画されている標記建設計画にかかる「方法書」について閲覧しましたが、下記より著しく不適切な場所での計画であり、設置場所の再検討もしくは中止するよう要望します。 記 1 貴社計画事業は「環境配慮書」における大臣意見及び知事意見については検討するとしながらその結果について具体的な記載は見られず（近接事業である「志賀風吹岳風発」及び「虫ヶ峰風発」 3 事業の整合・調整）、「配慮書」と同じ建設予定数のまま方法書を提出しているのは不誠実であり、認知しがたいこと。	方法書における一部記載は配慮書の内容を引用しておりますが、対象事業実施区域や風車基数は配慮書より減少しております。また、対象事業実施区域が重複、近接する他事業との事業計画の調整を図り、現況調査の結果を踏まえて、影響評価を行う予定です。
237	2 計画地は従来から数種類の希少猛禽類の繁殖地	鳥類、猛禽類及び渡り鳥調査において、生息状況、飛翔ルー

	<p>として知られている場所であり、本県の最新資料「いしかわレッドデータブック(動物版)(2020)」においても多数の希少鳥類の生息分布が再確認されており、当地区稜線部で予定している風力発電機の設置計画は、絶滅のおそれのある鳥類に多大な影響があると推察される。</p> <p>貴社は環境影響の「回避」もしくは「低減」を図り、「環境保全措置」によって対応しているがその処置は困難であり、七尾市、志賀町、穴水町 3 市町の境界地域(河内岳周辺)及び、七尾市、志賀町境界にある風吹岳周辺での発電機設置は見直しまたは中止すべきこと。</p>	<p>ト、営巣等の繁殖状況等をしっかりと調べてまいります、また、その結果を踏まえ、専門家の意見を交えながら、予測、評価し、風車への影響を回避・低減できるような環境保全措置について検討してまいります。</p>
238	<p>3 本地域はガン・ハクチョウなどの水鳥類や猛禽類、小型鳥類などの能登半島における移動経路として貴重な地域であることが既に判明し、国際自然保護連合(ICUN)によっても重要地域(KBA)として認知されていることを再認識し、当地域は建設計画地としては不適切な場所であることを十分理解し、計画地の設定計画を見直すべきであること。</p> <p>上記同様、環境省による「環境アセスメントデータベースセンシティブティマップ」により当該地域は、「注意喚起レベル A3」の鳥類等生物の重要種の生息が確認されている重要地域として広く認知されているところであり、貴社事業はきわめて不適切な地域に計画していることを深く理解を求めずにはおれないこと。</p>	<p>ご指摘のとおり、事業計画地は、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)に含まれております。それを踏まえ、今後の鳥類、猛禽類及び渡り鳥調査において、重要種を含む生息種の生息状況をしっかりと調べるとともに、専門家の意見を踏まえながら予測及び評価を実施し、できる限りで影響の低減を図ってまいります。</p>
239	<p>4 本計画は中能登地域における中世の歴史遺跡「峨山道」の経路上にあり、本計画は歴史遺跡の損壊が免れられず、本方法書に記載されている対応策としての「回避」「低減」は不可能と予測されること。</p>	<p>「峨山道」の一部区間が本事業の対象事業実施区域内に位置しておりますが、峨山道には風車を設置する計画はございません。引き続き現況の把握に努め、本事業によって生じる可能性のある影響を整理・確認の上、それらの影響を極力回避・低減した計画となるよう検討してまいります。</p>

○日刊新聞紙における公告

北國新聞、北國中日新聞、読売新聞（石川県版）（令和3年1月27日（水））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)七尾志賀風力発電事業
環境影響評価方法書」を縦覧し説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 AR風力発電株式会社
代表者の氏名 代表取締役 大橋 純
事務所の所在地 東京都千代田区紀尾井町四番一号
ニューオータニガーデンコート
二、対象事業の名称 (仮称)七尾志賀風力発電事業
種類 風力発電所設置事業
規模 発電設備出力 最大約五万四千ワット
三、対象事業実施区域 石川県七尾市、志賀町及び穴水町の行政界付近
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 石川県七尾市、志賀町及び穴水町
五、縦覧の場所・時間 石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所正面玄関情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター、志賀町役場環境安全課、志賀町富来支所、穴水町役場住民課※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時
電子縦覧 <https://www.ar-windenergy.com/>
期間 令和三年一月二十七日(水)から令和三年二月二十六日(金)まで
六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をもちのの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送(令和三年三月十二日(金)当日消印有効)ください。
七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、七尾市中島文化センター(観望演劇堂)
(石川県七尾市中島町中島上部九番地)
令和三年二月十四日(日) 九時三十分より
二、七尾市中島地区コミュニティセンター 鉦打分館
(石川県七尾市中島町西谷内へ九十八番地)
令和三年二月十四日(日) 十四時三十分より
三、志賀町富来活性化センター
(石川県羽咋郡志賀町富来領家町甲の十番地 支所一階)
令和三年二月二十一日(日) 十三時三十分より
四、穴水町河内集会所(石川県鳳珠郡穴水町河内内の三十五番五)
令和三年二月二十三日(火) 十時より
八、問い合わせ先 AR風力発電株式会社 TEL 〇二二〇〇九四
東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート
電話 〇三三五二二五九六九 午前九時半から午後五時まで
土・日・祝日は除く(担当: 片桐、岡部)
九、その他 新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。その場合は事業者ホームページにてお知らせいたします。

○インターネットによる「お知らせ」

(AR 風力開発株式会社「(仮称)七尾志賀風力発電事業」環境影響評価方法書の公表及び縦覧について)



ホーム プロジェクト 会社概要 風上風力発電 お問い合わせ

English 日本語
03-3512-5969

「(仮称)七尾志賀風力発電事業」環境影響評価方法書の公表及び縦覧について

環境影響評価法の規定に基づき、「(仮称)七尾志賀風力発電事業 環境影響評価方法書」(以下、方法書)を作成しましたので、公表します。

- ※当社ウェブサイト以外での閲覧、閲覧期間を過ぎた場合は表示できません。
- ※当社ウェブサイト上で閲覧期間中でも、ご使用のブラウザ、プラグインが対応していない場合は表示できません。
- ※ダウンロードで閲覧や印刷はできません。

- 表紙・目次
- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び内容
- 第3章 対象事業実施区域及びその範囲の概要
- 第4章 計画段階認定申請ごとの概要、手続及び詳細の概要
- 第5章 計画書に対する各関係機関の意見及び事業者の見解
- 第6章 対象事業に伴う環境影響評価の項目並びに調査、手続及び評価の手法
- 第7章 その他関係者全て定める事項
- 第8章 環境影響評価方法書を作成した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
- 索引

方法書の縦覧

縦覧場所

石川県庁行政情報サービスセンター
七尾市役所正面玄関情報公開コーナー
七尾市中島地区コミュニティセンター
七尾市中島地区コミュニティセンター地下分館
志賀町環境環境安全課
志賀町富来支所
穴水町役場住民課

縦覧時間

各時刻の開始の時間帯

縦覧期間

令和3年1月27日(水)から令和3年2月26日(金)まで

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入の上、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和3年3月12日(金)までに下の提出先へ郵送ください(当日消印有効)。

意見書用紙 はこちらからダウンロードしてください。

[WORD](#)
[PDF](#)

住民説明会の開催を予定する場所・日時

七尾市中島文化センター(紙登真剣倉)(石川県七尾市中島町中島上郎9番地)
令和3年2月14日(日)9時30分より

七尾市中島地区コミュニティセンター地下分館(石川県七尾市中島町西谷内へ98番地)
令和3年2月14日(日)14時30分より

志賀町富来活性化センター(石川県羽咋郡志賀町富来鎮水町甲の10番地 支所1階)
令和3年2月21日(日)13時30分より

穴水町河内集会所(石川県奥能登郡穴水町河内への35番5)
令和3年2月23日(火)10時より

意見書の提出先及びお問合せ先

〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニガーデンコート
AR風力発電株式会社
担当 片桐、岡部
電話 03-3512-5969(土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで)

その他

新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。その場合は本ホームページにてお知らせいたします。

This information is a general description of the AR Wind Energy. Before acting on any information, you should consider the appropriateness of it having regard to your particular objectives, financial situation and needs and seek advice. No information set out above constitutes advice, an advertisement, an invitation, a confirmation, an offer or a solicitation, to buy or sell any security or other financial, credit or lending product or to engage in any investment activity, or an offer of any banking or financial service. Some products and/or services mentioned on this website may not be suitable for you and may not be available in all jurisdictions. All securities and financial products or instrument transactions involve risks. Past performance of any product described on this site is not a reliable indication of future performance.

(石川県庁のウェブサイト 1)



石川県
Ishikawa Prefecture

文字の大きさ [大][中][小] 色合い [標準] [A] [B] [C]

連絡先 一覧: 相談から探す
ふりがな・音声読み上げ
携帯サイト | Foreign language

ホーム
くらし・教育・環境
医療・福祉・子育て
観光・文化・スポーツ
しごと・産業
社会基盤・地域振興

ホーム > くらし・教育・環境 > 環境 > 生活環境・公害・有害物質 > 環境アセスメント（環境影響評価制度）について

 ツイート

更新日：2021年1月27日

環境アセスメント（環境影響評価制度）について

1 環境アセスメント（環境影響評価制度）とは

環境アセスメント制度とは、土地の形状変更や工作物の新設などの開発事業で、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境にどのような影響を及ぼすかをあらかじめ、調査、予測及び評価を行い、その結果を公表して住民、知事などから意見を聴き、それらを踏まえて環境保全の観点から、よりよい事業計画を作り上げていくことを目的とする制度です。

2 ふるさと石川の環境を守り育てる条例における環境アセスメントについて

本県では、環境アセスメントの対象規模や一連の手続きなどを定めた石川県環境影響評価条例を平成11年3月に制定・運用してきてきたが、平成16年4月に施行した「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に統合し、一層内容の充実した環境アセスメント制度としてスタートしています。

[PDF: 環境アセスメント（環境影響評価）制度のあらまし \(PDF: 502KB\)](#)

[PDF: 環境影響評価技術指針 \(PDF: 184KB\)](#)

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例 \(外部リンク\)](#) (第149条～第238条)

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則 \(外部リンク\)](#) (第149条～第193条)

[ふるさと石川の環境を守り育てる条例 施行規則別記様式\(環境影響評価関係\)](#)

環境影響評価法の制度概要や争い等については、環境省の環境影響評価情報支援ネットワークに掲載が記載されています。

[環境省「環境影響評価情報支援ネットワーク」のホームページ \(外部リンク\)](#)

3 環境アセスメントの手続き状況

手続中の事業

(仮称)七尾志賀風力発電事業¹⁾(AR風力発電株式会社)

現在、環境影響評価方法書の編纂中です。(令和3年1月27日～令和3年2月26日)

相談場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、七尾市宇島地区コミュニティセンター、七尾市宇島地区コミュニティセンター一帯分館、志賀町役場環境安全課、志賀町産業支所、穴水町役場環境課

[事業書の環境影響評価方法書公表ページ \(外部リンク\)](#)

(仮称)鶴岡市南志賀風力発電事業¹⁾(南志賀風力発電合同会社)

現在、環境影響評価方法書の編纂中です。(令和3年1月26日～令和3年3月1日)

相談場所：石川県庁行政情報サービスセンター、奥能登総合事務所鶴岡支所企画課環境課、鶴岡市役所本庁舎、鶴岡市町野支所、鶴岡市立図書館、能登町役場本庁舎、能登町役場柳田総合支所

[事業書の環境影響評価方法書公表ページへのリンク \(外部リンク\)](#)

(仮称)中能登ウインドファーム事業¹⁾(能登開発株式会社)

現在、環境影響評価方法書の編纂中です。(令和3年1月14日～令和3年2月15日)

相談場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、白鷺浜コミュニティセンター(サンビームE和ヶ丘)、羽咋市役所環境安全課、羽咋市上日田公民館、志賀町役場環境安全課、中能登町役場長屋庁舎

[事業書の環境影響評価方法書公表ページへのリンク \(外部リンク\)](#)

(仮称)能登中風力発電事業¹⁾(合同会社瀬屋)

現在、環境影響評価方法書の編纂中です。(令和3年1月8日～令和3年2月8日)

相談場所：石川県庁行政情報サービスセンター、七尾市役所情報公開コーナー、白鷺浜地区コミュニティセンター(サンビームE和ヶ丘)、羽咋市役所本庁舎、上日田公民館、志賀町役場本庁舎、中能登町役場長屋庁舎

[事業書の環境影響評価方法書公表ページへのリンク \(外部リンク\)](#)

(石川県庁のウェブサイト 2)

(仮称)七尾志賀風力発電事業

手続根拠	環境影響評価法	
事業者	AR風力発電株式会社	
対象事業の種類	風力発電施設	
対象事業の規模	発電出力 最大50,400kW	
対象事業実施区域	石川県七尾市、志賀町、穴水町の行政界付近	
配出書	公告掲載	令和元年8月21日から令和元年9月20日
	令和元年度第3回石川県環境審議会環境影響評価部会	令和元年10月21日
	石川県環境審議会答申	令和元年11月13日
	知事意見	令和元年11月19日 知事意見 (PDF: 257KB)
方法書	公告掲載	令和3年1月27日から令和3年2月26日
準備書		
評価書		

(七尾市のウェブサイト)

環境アセスメント縦覧情報

1. 環境アセスメントとは

交通の便を良くするために道路や空港を作ること、水を利用するためダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること。これらはいずれも人が置かなければならぬためには必要なのですが、いくらか必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてよいはずはありません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるに当たって、事業の必要性や採算だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考えから生まれたのが、環境アセスメント（環境影響評価）制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たっては、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方や、専門家、地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

（環境省環境アセスメント制度のあらましから引用）

2. 環境影響評価に係る縦覧

縦覧は、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめと一般の方や、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために行われます。

なお、縦覧は「配布書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

また、説明会の開催は「方法書」、「準備書」の各段階で事業者が行います。

3. 七尾市内で手続き中の事業

（仮称）七尾志賀風力発電事業

計画概要

事業者	AR電力発電株式会社
代表者	代表取締役 大橋 純
所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号ニューオータニカーテンコート
対象事業の種類	風力発電所（陸上）
対象事業の規模	風力発電所出力：最大50,400kW、風力発電機の単機出力：4,200kW級、風力発電機の総数：最大12基程度
対象事業実施区域	七尾市中島町河内、中島町別所、中島町西谷内、中島町麻根、志賀町切倉、柳野、鮎和、今田、和田、地保、入蓋、岡川、壽保、穴水町字河内、越原
主要設備の概要	ローター直径：約117m～136m、ハブ高さ：約84m～112m、最大高さ：約142.5m～150m
電子縦覧	https://www.arwindpower.com/ （仮称サイト）
備考	令和2年11月24日事業承継通知：（協議中）アカシア・リニューアブルズ株式会社 令和3年1月方法書：対象事業実施区域の変更、主要設備の設置変更（ハブ高さ、最大高さ）

縦覧情報

段階	期間	場所	備考
配布書	令和元年8月21日から 令和元年9月20日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター1階談話スペースコーナー	配布書縦覧（PDF） 118KB
方法書	令和3年1月27日から 令和3年2月26日まで	七尾市役所情報公開コーナー、七尾市中島地区コミュニティセンター、七尾市中島地区コミュニティセンター1階談話スペース	意見募集期間 令和3年1月27日から 令和3年3月12日まで
準備書 評価書			

説明会情報

区分	日時	場所	備考
方法書説明会	令和3年2月14日 午前9時30分から	七尾市中島文化センター（能登演劇堂）	
方法書説明会	令和3年2月14日 午後2時30分	七尾市中島地区コミュニティセンター1階談話スペース	
準備書説明会			

行政情報

- 町長の部署
- 穴水町について
- 広報あなみず
- 公共施設案内
- 穴水町MAP
- 交通案内
- 役場の組織から探す
 - 総務課
 - 管理課
 - 企画課
 - 税務課
 - 住民課
 - ふれあい福祉課
 - いきいき健康課
 - 観光交流課
 - 地域整備課
 - 産業委員会
 - 上下水道課
 - 会計課
 - 選挙管理委員会
 - 教育委員会
 - 穴水町防犯
 - さわやか交通課ブルー
 - 町立公民館
 - 町立図書館
 - 穴水町民会
 - 各種申請書ダウンロード
 - 町成制度一覧
 - まち・ひと・しごと創生
総合戦略
 - 行政改革
 - 入札・契約情報
 - 監査

環境アセスメント縦覧情報

1. 環境アセスメントとは

交通の便をよくするために道路や空港を作ること、水を利用するためダムを作ること、生活に必要な電気を得るために発電所を作ること、これらはいずれも人が豊かな暮らしをするためには必要なことですが、いくらか必要な開発事業であっても、環境に重大な影響を与えてはなりません。

開発事業による重大な環境影響を防止するためには、事業の内容を決めるにあたって、事業の必要性や採算性だけでなく、環境の保全についてもあらかじめよく考えていくことが重要となります。

このような考えから生まれたのが、環境アセスメント(環境影響評価)制度です。

環境アセスメントとは、開発事業の内容を決めるに当たっては、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自ら(調査・予測)評価を行い、その結果を公表して一般の方々、専門家、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくという制度です。

(環境省環境アセスメント制度のあらましから抜粋)

2. 環境影響評価に係る縦覧

縦覧は、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるために行われます。

なお、縦覧は「配意書」、「方法書」、「準備書」、「評価書」の各段階で事業者が行います。

3. 穴水町内で手続中の事業

(仮称)七尾志賀風力発電事業

● 計画概要

事業者	アカシア・リニューアブルズ株式会社
代表者	代表取締役 大橋純
所在地	東京都中央区築地2-15-19
対象事業の種類	風力発電所(陸上)
対象事業の規模	風力発電所出力:最大50,400kw、風力発電機の単機出力:4,200kw級、 風力発電機の基数:最大12基程度
対象事業実施区域	穴水町李河内、七尾市中島町河内・中島町谷内・中島町別所、志賀町鶴野屋・切畑
主要設備の概要	ローター直径:約117m~136m、ハブ高さ:約84m~152m、最大高さ:約142.5m~220m
電子縦覧	https://www.acacia-renewables.com/ (外部サイト)

● 縦覧情報

段階	期間	場所
配意書	令和元年8月21日から令和元年9月20日	穴水町役場
方法書		
準備書		
評価書		

(仮称)志賀風吹岳風力発電事業

● 計画概要

事業者	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
代表者	代表取締役 中川隆久
所在地	東京都港区六本木六丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階

(広報あなみず 令和3年2月号)

【環境】七尾市環境力発電事業の環境影響評価方法書の概要
 環境影響評価法に基づき、「(仮称)七尾市環境力発電事業 環境影響評価方法書」を概要に供するとともに、住民説明会を行います。
 事業者名：AR風力発電株式会社
 対象事業：(仮称)七尾市環境力発電事業
 事業区域：七尾市/志賀町/穴水町
 縦覧場所：役場・住民課
 (土・日・祝日を除く9時~17時)
 縦覧期間：2月26日(金)まで
 募集方法：ご意見・ご質問は、縦覧場所に設置の意見箱へ投函、または左記の問合せ先に郵送で提出することができます。
 (3月12日(金)当日消印有効)
 ※電話によるご意見・ご質問は受けできません。
 説明会：開催場所・日時は改めてウェブページなどでお知らせします。
 AR風力発電 株式会社
 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町4-1
 ニューオータニガーデンコート
自動車の検査・登録申請はお早目に!
 毎年3月は、自動車の検査・登録などの申請手続きが集中し窓口がたいへん混雑します。
 新型コロナウイルス感染症拡大を防

止するためにも継続検査(車検)は、比較的空いている2月中旬までに、廃車や名義変更などは、3月上旬までに済ませますよう、ご理解とご協力をお願いします。
 北陸信越運輸局 石川運輸支局
 ☎050-5540-2045
司法書士
月イチ休日電話相談会
 「収入が減って家賃や住宅ローンが払えない」など新型コロナウイルス感染症に起因する法律問題や相続、遺言などさまざまな相談に無料でお答えします。
 日時：2月14日(日) 13時~16時
電話相談
 ☎076-292-1088
 (※開館日しかつながらません)
WEB相談(要予約)
 予約電話番号(平日10時~17時)
 ☎076-291-7070
石川県司法書士会
 ☎076-291-7070
【ご家族の健康相談】
 家庭や職場、あるいは学校での「LJ(精神)」の不安や悩みについて、ご相談に応じます。
 日程：2月12日(金)・19日(金) 時間：14時~16時
 場所：県能登北部保健福祉センター(輪島市鳳至町高田)
精神科医師による相談

前日の午前中までに予約が必要
■保健師・相談員による相談
 平日 8時30分~17時45分
■県能登北部保健福祉センター
 ☎0768-22-2012
ご寄付ありがとうございます
 ▼社会福祉協議会受付
 金200,000円
 宗教法人 真如苑 様



NHKふれあいセンター
にっぼん縦断こころ旅
お手紙募集

番組ではみなさんからのお手紙で旅のルートを決するため、穴水町内の「忘れられない場所・風景」にまつわる手紙を募集しています。(4月5日必着)
 住所・氏名・電話番号・性別・年齢・思い出の場所・風景にまつわるエピソードを書いて郵送またはFAXにて
■NHKふれあいセンター ☎0570-066-036

**“地元で貢献”をモットーに
 身近な税金の相談所**



濱田税理士事務所

所得税
法人税
消費税
など
「決算」と「確定申告書」の作成、引き受けます!
 お気軽にお問い合わせください

濱田税理士事務所
 税理士 濱田 芳雄
 穴水町大町 ☎・FAX 兼用
 (東通寺5分道) 52-3455

超高速インターネット登場!

プレミアムコース
120Mbps

☑️24時間年中無休 月額 **5,616円**

☑️20-0000専用ダイヤル (契約手数料) **無料!**

詳しくはお問い合わせください!

能越ケーブルネット
 0120-528-072

牛糞醗酵 堆肥販売



2t ダンプ **6,000円/台**

定期的に成分検査を実施しています

穴水町旭ヶ丘
小林牧場
 ☎56-1630
 FAX56-2020

(コーヒータイム (鉦打地域協議会発行) 令和3年2月第323号)

コーヒータイム

令和3年 2月 第323号

鉦打地域協議会発行
中島地区コミュニティセンター-鉦打分館 ☎66-0099



鉦打診療所 診療日のお知らせ
(毎週金曜日 午後1時30分～)

2月は
5日、12日、19日、26日 です

※医師の都合により
休診する場合があります

鉦打診療所 66-0521

表彰されました



七尾鹿島交通安全協会・七尾警察署より、地区一体となり、積極的に交通安全活動に取り組み、5年以上交通死亡事故ゼロの偉業を達成した『優秀の町』として鉦打地区が表彰されました。
頂いた表彰状は鉦打分館に飾ってあります。

七尾市成人式



1月10日七尾市成人式が行われました。中島地区の対象者は56名で、式典には43名が参加しました。式典の様子は8日～14日までニコニコチャンネルで放送されます。



◀健康教室▶ 「ヨガ教室」

日時：2月18日(木) 3月18日(木)
午前10時～11時30分

場所：鉦打分館 和室

講師：ヨガインストラクター
永谷(えいたに) 美和子 氏

参加費：800円

定員：10名程度
(定員になり次第締切ります)

持ち物：飲み物・タオル・運動しやすい服装
ヨガマット(お持ちの方)・マスク着用

申込み：開催日の2日前までに鉦打分館
(66-0099) までご連絡ください

※コロナ禍の影響で中止する場合があります



「(仮称)七尾志賀風力発電事業」環境影響評価方法書 縦覧及び説明会についてのお知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)七尾志賀風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧に供するとともに、住民説明会を行います。志賀町・七尾市(中島町別所・河内・谷内)・穴水町の行政界付近が対象事業実施区域となっています。鉦打分館にも方法書が置いてあります。また、ご意見等がありましたら意見書にご記入ください。

1. 縦覧場所
 - ・石川県行政情報サービスセンター
 - ・七尾市役所情報公開コーナー
 - ・中島地区コミュニティセンター
 - ・中島地区コミュニティセンター-鉦打分館

※電子縦覧は下記ホームページでご覧いただけます
<https://www.ar-windenergy.com/> (令和3年2月26日(金)まで)
2. 縦覧期間・時間

期間：令和3年1月27日(水)～令和3年2月26日(金)まで(土・日・祝日を除く)
時間：午前8時30分～午後5時まで
3. 意見書の提出

縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(令和3年3月12日(金)まで)
4. 住民説明会開催予定日

日時：令和3年2月14日(日)午後2時30分より
場所：中島地区コミュニティセンター-鉦打分館

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては住民説明会等の予定を変更することがあります。その場合は事業者ホームページにてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

AR風力発電株式会社 担当 片桐、岡部
電話 03-3512-5969(土・日・祝日を除く午前9時30分から午後5時まで)

